

行財政改革大綱
第1次アクションプラン
個別プログラムシート

平成28年5月

市 川 市

行財政改革大綱 第1次アクションプラン

平成28年3月31日現在

大分類	中分類	小分類	改革プログラム	所管課	
1 効率的な市民サービスの推進	(1) 事務事業の最適化	① 事業・業務の効率化	1 事務事業の分析・見直しの推進	企画部 行財政改革推進課	
			2 業務手順の改善		
		② アウトソースの活用	3 アウトソースの活用		
	(2) 窓口サービスの充実	① 市民目線での窓口サービスの充実	4 市民の利便性を重視した窓口の導入	企画部 行財政改革推進課 街づくり部 新庁舎建設課	
			(3) 施設の最適化	① 経営手法の見直し	5 公の施設の経営効率化
	2 財政健全化	(1) 透明性のある財政運営	① 財務情報の提供	6 財務情報の提供	財政部 財政課
				7 施設別・事業別行政コスト計算書の活用	
		(2) 歳入の確保	① 自主財源の確保	8 市有財産の有効活用・処分	財政部 管財課
				9 負担の公平性の確保（市税）	財政部 納税・債権管理課
10 負担の公平性の確保（市税以外）				財政部 財政課	
11 収納環境の整備				財政部 納税・債権管理課	
12 基金の積立（財政調整基金）				財政部 財政課	
13 基金の積立（庁舎整備基金）				街づくり部 新庁舎建設課	
② 受益と負担の適正化				14 使用料・手数料の見直し	財政部 財政課
15 自己負担金の見直し					
(3) 歳出の適正化		① 特別会計・公営企業会計の経営健全化	16 国民健康保険特別会計の経営健全化	保健部 国民健康保険課 保健部 疾病予防課	
			17 下水道事業特別会計の経営健全化	水と緑の部 河川・下水道管理課 水と緑の部 河川・下水道整備課	
			18 地方卸売市場事業特別会計の経営健全化	経営改革室 経営改革課	
			19 介護老人保健施設特別会計の経営健全化	経済部 農政課	
			20 介護保険特別会計の経営健全化	保健部 保健医療課 保健部 介護老人保健施設ゆうゆう	
			21 後期高齢者医療特別会計の経営健全化	福祉部 介護福祉課	
			22 病院事業会計の経営健全化	保健部 国民健康保険課 保健部 リハビリテーション病院 保健部 保健医療課	
			② 財産管理の適正化	23 公共施設等の管理・維持保全(公共の建物)	経営改革室 経営改革課
				23-2 公共施設等の管理・維持保全(道路舗装)	道路交通部 道路安全課
				23-3 公共施設等の管理・維持保全(橋りょう)	道路交通部 道路建設課
23-4 公共施設等の管理・維持保全(蓋かけ水路(柵梁))		水と緑の部 河川・下水道管理課 水と緑の部 河川・下水道整備課			
3 最適な執行体制の確立	(1) 人事・給与制度の適正化	① 人事制度	24 昇格制度の再構築	総務部 人事課	
			25 分限制度の適正な運用		
		② 給与制度	26 給与水準の適正化		総務部 職員課
	③ 人材育成	27 人材育成の推進	総務部 人事課 人材育成担当室		
		(2) 組織・定員の適正化	① 組織編制	28 効率的な組織体制の構築	企画部 行財政改革推進課
	② 定員		29 定員適正化の推進		
	(3) 協働の推進	① 推進体制の整備	30 協働推進体制の整備	企画部 行財政改革推進課 市民部 ボランティア・NPO 課	

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
1	事務事業の分析・見直しの推進	企画部 行財政改革推進課

改革の視点	市民本位の行政	ニーズに的確に応える市民サービスの提供の実現	体系分類	大分類	1	効率的な市民サービスの推進
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(1)	事務事業の最適化
	新しい公共	行政・民間事業者・NPO法人等、多様な主体の中から最適な経営主体を検討		小分類	①	事業・業務の効率化

現状と課題
 事業を分析する資料としては、予算要求時に提出される事務事業概要調書等があるが、事務事業についての統一されたフォーマットの一元化された資料がなく、各課が状況に応じて資料要求を行っているのが現状である。その一方で効果的な市政運営を実施するためにそれぞれの事業が果たしている役割や効果を明確にし、取捨選択することが必要であることから、各課で共有できる共通フォーマットの事務事業データを作成し、併せて分析の仕組みを構築することが急務となっている。

3年間の取り組み内容
 ・事務事業について、課題の抽出の観点、可視化の観点から決算ベースでの分析票を作成し、事務事業の点検及び関連部署での情報の共有化を行う。
 ・点検結果により、課題がある事業については、統廃合を含めた改善を進める。

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	<ol style="list-style-type: none"> ① ② ③ ④ ⑤ <ul style="list-style-type: none"> ①収集データの確定 ・関係部署(監査委員事務局、財政課、企画・広域行政課)と必要項目の調整 ・フォーマットの調整、決定(Excel) ②分析指標の検討 ・分析指標を関係部署と検討 ③事務事業データの収集と共有化の仕組み構築 ・各課に平成24年度決算ベースのデータの作成依頼・一次評価 ・提出された全データの共有化に向けた仕組みの構築と関係部署への配信 ④点検対象事業の抽出と評価 ・点検対象基準の決定と対象事業抽出 ・関係部署で庁内PTを編成 ・庁内PTによる二次評価 ・所管課による対応方針案の策定 ⑤最終評価の実施 ・行政経営会議にて対応方針案の検討、決定 ・決定された対応方針に基づいた活動計画の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業データの共有化 ・事務事業の効率化・改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急財政対策協議会ワーキンググループにおいて、改善事業の抽出・通知を行い、各課で改善に向けた取り組みを行った。 ・各事業の人件費データを積算するとともに、各課が持つデータを集約することにより基本データを一覧化できないか、検討を行った。 ・しかし、データの収集については準備を進め事業費、人件費、施策の体系等のデータを一元化させる方針だが、それ以外についても各課の負担を負わせない形での評価を行う検討を進めてきたものの、分析手法の確定と手法の構築をすることはできなかった。
平成26年度	<ol style="list-style-type: none"> ① ② ③ <ul style="list-style-type: none"> ①事務事業データの収集と分析手法の構築 ・関係部署(監査委員事務局、財政課、企画課)と必要項目の調整 ・データの収集 ・各種データの集約・一覧化と分析に必要な基準の作成 ②事業分析の実施と二次評価 ・点検対象基準の決定と対象事業抽出 ・事業の分析の実施 ③最終評価の実施 ・分析結果を元に、庁内PTによる評価の実施 ・行政経営会議にて対応方針案の検討、決定 ・決定された対応方針に基づいた活動計画の決定 ※対応方針が確定した事業については所管に通知し、進行管理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業データの共有化 ・事務事業の効率化・改善 	<ul style="list-style-type: none"> ①施設別行政コスト計算書の人件費積算に係るデータの情報提供を行うとともに、事業別行政コスト計算書の作成に合わせて人件費のデータの提供を行った。 ②事業分析の構築にあたっては、多面的な検討を行う必要があることから、市政戦略会議に平成26年10月に諮問を行い、平成28年1月以降に審議する予定とした。
平成27年度	<ol style="list-style-type: none"> ① ② <ul style="list-style-type: none"> ①事務事業データの収集と分析手法の構築 ②市政戦略会議での審議 ・事業分析に必要なデータの提供 ・事業分析に必要な評価の基準の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の効率化・改善 	<ul style="list-style-type: none"> ①事務事業データの収集・分析手法の一環として、事務事業の評価をどのように行うのか、企画課・財政課・行財政改革推進課で意見交換を行った。また、既存事業に関して、歳入増及び歳出減を図るため、事務事業見直し調書を各所管課で作成し、48件の見直しを行った。 ②市政戦略会議での審議は、他の諮問事項を優先したことから、今期における審議については見合わせることにした。

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
2	業務手順の改善	企画部 行財政改革推進課

改革の視点	市民本位の行政	ニーズに的確に応える市民サービスの提供の実現	体系分類	大分類	1	効率的な市民サービスの推進
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(1)	事務事業の最適化
	新しい公共	行政・民間事業者・NPO法人等、多様な主体の中から最適な経営主体を検討		小分類	①	事業・業務の効率化

現状と課題	<p>業務の効率化を進める手法として、硬直化した業務手順(業務フロー)の分析や見直しが以前から求められてきたところであるが、業務手順の分析は各所管課の判断に委ねられており、十分には進んでいないのが現状である。</p> <p>新たな視点を加えて各課の業務手順を分析・改善する手法を確立し、その活用により業務の効率化・改善を進める仕組みを構築することが課題となっている。</p>
-------	---

3年間の取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> 各課の業務手順を客観的に把握でき、改善につなげることができる新たな分析・改善の手法を策定する。 硬直化している業務手順の分析を進めることにより、正規職員・定数外職員等のマンパワーの再配分、ICTの利活用、一部業務のアウトソース化などの改善策を導き出し、順次改善を進める。
------------	--

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	<p>① 新たな業務手順の分析・改善手法を検討する。 あわせて、具体的事例を元に、見込まれる分析の効果や分析にかかる業務量を検証する。</p> <p>② 検証結果を元に分析・改善手法を作るとともに、必要に応じて情報システム部門など他課と連携して業務手順の改善を進める仕組みを作る。</p> <p>③ 5課程度を分析の対象課として抽出・選定し、各課の主要な業務について業務手順を分析し、改善策を実施する。</p> <p>④ 実施結果の検証により改善点、問題点等を洗い出し、手法を改善する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新たな分析・改善手法を作る 5課程度の業務手順を改善 	<p>年度前半で業務フローの分析手法を構築(①②)し、福祉事務所で試行的に導入し、結果を踏まえてこども福祉課、保育課で分析を実施(③)した。こども福祉課においては、分析による改善策の実施まで到達できたため、26年度は結果を検証しながら、更なる改善につなげていく。福祉事務所、保育課については、継続して分析を行っていく。また、年度中に④の実施結果の検証を基にした手法の改善に至らなかったため、26年度初めに改善を行う。あわせて「アウトソースの活用」や「定員適正化の推進」など、他のアクションプログラムとの連携も図っていく。</p>
平成26年度	<p>① 前年度の検証 ・前年度の実施結果を検証し、問題点や改善点などを洗い出し、分析手法の見直し・改善を行う。</p> <p>② 業務手順の分析・改善の実施 ・昨年度から継続する課と合わせて10課程度を対象課として選定し、順次実施していく。 ・対象課の主要な業務を抽出し、業務手順を分析し、改善策を検討する。 ・実施にあたっては、「アウトソースの活用」や「定員適正化の推進」など、他のアクションプランと連携しながら行う。</p> <p>③ 改善効果の検証 昨年度決定し実施した改善策の効果を確認・検証しし、状況に応じて見直しを行っていく。</p> <p>④ 次年度に向けた手法の改善 実施結果の検証による改善点、問題点を洗い出し、手法を改善する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 10課程度の業務手順を改善 	<p>① 前年度の検証 様式などについて、所管課の負担を軽減するための変更を行った。</p> <p>② 業務改善の分析・改善の実施 具体的な改善を実施する2課6業務について、財政課と協議の上、予算への反映を行った。</p> <p>③ 改善効果の検証 昨年度に実施を決定した業務改善について、効果の検証をし、継続をした。</p>
平成27年度	<p>① 前年度の検証 ・前年度の実施結果を検証し、問題点や改善点などを洗い出し、分析手法の見直し・改善を行う。</p> <p>② 業務手順の分析・改善の実施 ・昨年度から継続する課と合わせて10課程度を対象課として選定し、順次実施していく。 ・対象課の主要な業務を抽出し、業務手順を分析し、改善策を検討する。 ・実施にあたっては、「アウトソースの活用」や「定員適正化の推進」など、他のアクションプランと連携しながら行う。</p> <p>③ 改善効果の検証 昨年度決定し実施した改善策の効果を確認・検証しし、状況に応じて見直しを行っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 10課程度の業務手順を改善 実施内容の総括による手法の改善 	<p>① 前年度の検証 前年度までの手法や取り組み内容を検証し、全庁的な改善の実施につなげていくための方策を検討した。</p> <p>② 業務手順の分析・改善の実施 ABCデータの収集方法を改善し、それを活用して全庁的な分析・改善の実施に繋げていく仕組みを検討し、非常勤賃金の予算要求や定員調整において、試行的に業務手順の改善の仕組みを取り入れた。</p> <p>③ 効果の検証 改善策を実施した業務について、効果の検証を行った。</p>

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
3	アウトソースの活用	企画部 行財政改革推進課

改革の視点	市民本位の行政	ニーズに的確に応える市民サービスの提供の実現	体系分類	大分類	1	効率的な市民サービスの推進
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(1)	事務事業の最適化
	新しい公共	行政・民間事業者・NPO法人等、多様な主体の中から最適な経営主体を検討		小分類	②	アウトソースの活用

現状と課題

高度な専門性を必要とする業務や大量定型業務については、効率化等の観点から必要に応じて業務委託に切り替えてきている。実績として、サービスの向上や拡充、コスト減などの効果を得ているものの、一方では仕様や要求水準の設定、モニタリングの実施に必要なスキルを行政側としてどう維持するか等の課題も指摘されている。今後は、事業分析や業務手順の改善に取り組む中で、現在アウトソースを活用している業務も含めて業務実施手法の再確認が求められる。またアウトソーシング基準についても策定から8年を経過したことから、その内容を点検することが望ましいと考えられる。

3年間の取り組み内容

- ・事業分析や業務手順改善の枠組みの中で、現在アウトソースを活用しているか否かに関わらず、最適な業務実施手法を市民サービスの維持向上や低コスト化等の観点から総合的に判断する。
- ・なお、事業を一括してアウトソースするほうが、市民にとって良好なサービスを提供できると考えられる事業については、外郭団体の活用や「協働」の観点も取り入れた業務の実施手法の改善を進める。
- ・アウトソーシング基準を点検し、本大綱に符合するように修正を行ったり運用方法を改めたりするなどの改正を行う。

	取り組み内容	目標	結果
--	--------	----	----

平成25年度	①	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業や業務へのアウトソーシングの適用 ・これまでにアウトソーシングされている業務の最適化 	<ul style="list-style-type: none"> ①アウトソーシング基準を改正するための基礎資料となるデータが膨大であり、実態の把握に時間がかかってしまったため、基準の改正そのものはH26年度に持ち越すこととした。 ②H26年度も、引き続き二つのアクションプランとタイアップし、データの収集を進めていく。 ③アウトソースの視点から改めて全事務事業を見直すよう全庁的な通知を出した結果、各所管課から様々な外部委託の提案がなされた。H26年度も引き続き事務事業の見直しを喚起していく。 ④千葉市への視察など、他市事例の収集を行った。現状分析については、指定管理者制度やPFIなど、検証が不十分な分野があるため、引き続き分析を進める。
	②		
	③		
	④		

平成26年度	①	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトソーシング基準の改正 ・各事業や業務へのアウトソーシングの適用 ・これまでにアウトソーシングされている業務の最適化 	<ul style="list-style-type: none"> ①アウトソーシング基準の改正について ⇒アウトソーシング基準については、行政内部の事情だけではなく、外部有識者や市民、会社経営の経験者など、様々な立場から幅広く意見を募り、本市における効果的なアウトソースの形を検証したうえで改正を行うものとした。平成27年度、市政戦略会議に諮問する「行政サービスの運営方法」の中で、アウトソーシング基準についてもご審議いただき、そこで得られる提案を踏まえたうえで改正作業を行うものとした。 ②「事務事業分析」や「業務手順の改善」に基づくデータの収集及び分析 ⇒No.1事務事業分析やNo.2業務手順の改善の進捗状況を踏まえ、データの収集を進めていく。 ③各事業や業務へのアウトソーシングの検討 ⇒5月23日に開催された「財務研修会」において、「事務事業の必要性」「業務遂行の効率化」「実施主体の最適化」をテーマに各課予算担当者に対して講義を行い、様々な手法による効率的な業務の運営を研究し推進するよう提言した。 ⇒他自治体の先進的な取り組み事例について、引き続き調査・研究を続ける。 ④アウトソーシングされている業務の現状分析 ⇒市の業務委託、指定管理者制度、PFIに関する現状のデータを関係各課から収集。本データをもとに、今後も現状の分析を進めていく。
	②		
	③		
	④		

平成27年度	①	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトソーシング基準の改正 ・各事業や業務へのアウトソーシングの適用 ・これまでにアウトソーシングされている業務の最適化 	<ul style="list-style-type: none"> ①アウトソーシング基準の改正について ⇒市政戦略会議への諮問事項「行政サービスのあり方については、平成28年9月に最終的な答申が出される予定であることから、基準の改正そのものは平成28年度に持ち越した。 ②各事業や業務へのアウトソーシングの検討 ⇒庁内報等を用いて、各職場のアウトソーシングの事例を紹介して啓発を行うとともに、適宜所管からの相談に対応し技術的助言等を行った。 ③これまでにアウトソーシングされている業務の現状分析 ⇒指定管理者制度を導入している全ての部署にヒアリングを行い、継続や民営化など、今後の方向性を確認し情報の集約に努めた。 ⇒近隣市で構成される連絡協議会などを通じて、他市の先進事例の調査と情報収集を行った。
	②		
	③		

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
4	市民の利便性を重視した窓口の導入	企画部 行財政改革推進課、街づくり部 新庁舎建設課

改革の視点	市民本位の行政	市民にとって利用しやすく負担の少ない窓口の実現を目指す	体系分類	大分類	1	効率的な市民サービスの推進
	行政資源配分の最適化			中分類	(2)	窓口サービスの充実
	新しい公共			小分類	①	市民目線での窓口サービスの充実

現状と課題

本市ではこれまで、市民向け窓口サービスの充実を図るべくさまざまな取り組みを行ってきた。現在、庁舎の建替えに伴い、「市民の利便性を重視した窓口」の導入を検討しているが、市民利用度の高い部署をどこに配置するか、ICTをどのように活用すれば有効なのかなど、検討すべき課題が多い。また、国が進めるマイナンバー制度も「市民向け窓口」のあり方に大きく影響することから、これについても引き続き状況を注視し、長期にわたって利便性の高い窓口を構築することが課題である。

3年間の取り組み内容

平成25年度に策定される市川市庁舎整備基本構想をふまえ、市民が利用しやすく、かつ効率的に業務が行える集約型の総合窓口の創設を目指し、e-モニターや、郵送調査票での市民の意向を取り入れた基本方針を策定し、推進していく。また、本基本方針の策定に際しては、市民利用度の高い窓口部署を中心とした検討部会を設置し、現状の課題をハード面とソフト面双方において洗い出し、実効性を高める。それと並行し、先進市に視察等を行い、総合窓口の情報を収集して、市川市にふさわしい総合窓口の在り方を研究する。

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	<p>①「市民の利便性を重視した窓口の導入」に関するソフト面での具体的な事例の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎整備に係るワンストップサービス窓口検討委員会でまとめた基本方針案を元に、基本方針の原案を作成した。平成26年の8月までに庁議に諮る予定である。 <p>②視察等による先進事例の情報収集</p> <p>〈主なもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月に四街道市を視察 ・7月に窓口総合セミナーを受講し、マイナンバーや総合窓口先進事例の情報収集を行う <p>当初のスケジュールにあった検討部会については、すでに昨年、庁舎整備に係るワンストップサービス窓口検討委員会でまとめた基本方針案があり、現時点ではその内容と相違する箇所がそれほどないため、実施を見合わせた。</p>	<p>・「市民の利便性を重視した窓口の導入」に関する基本方針の検討</p>	<p>①基本方針案を作成した。今後、適宜、見直しを行いながら、26年の8月までに庁議に諮る。</p> <p>②他市の視察や、窓口総合セミナーの受講等から情報収集を行い、市川市として在るべき総合窓口を検討した。</p> <p>基本方針の策定自体は、記載内容の見直し等を行うため、翌年度に持ち越しとなったが、原案についてはほぼ完成しているため、当初の目標は概ね達成できた。今後は、マイナンバーの導入の影響を考慮しながら、窓口システムの導入の是非や、申請書の統合等について、情報政策課等と連携しながら、検討していくこととなる。</p>
平成26年度	<p>①証明書専用窓口で取り扱う証明書を新庁舎の基本設計までに仮決定するため、関連部署を集めて、会議を行う。</p> <p>また、旅券事務所の場所や、サービス等について、市民課や財政課と調整しながら、検討を行う。</p> <p>②①で決定した内容を基本方針に反映し、8月末までに庁議にかけて、基本方針を策定する。</p> <p>③先進事例やマイナンバー等の情報収集を行い、市民の利便性を重視した総合窓口の在り方について、検討を重ねる。</p>	<p>・「市民の利便性を重視した窓口の導入」に関する基本方針の策定</p>	<p>①25年3月に策定された「庁舎整備に係るワンストップサービス窓口の基本方針」に関する関係課を集め、11月から3月にかけて、総合窓口検討部会を全5回の日程で開催した。今後、この検討結果を基本的な方針とし、新庁舎の総合窓口（窓口カウンター、待合席、記載台などを含めたフロアレイアウトやコンシェルジュを含む案内・サイン）にかかる実施設計を具体化・詳細化し、設計積算・仕様書作成などの発注業務を行うものとする。</p> <p>〈検討事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新第1庁舎1階レイアウトについて ・新第2庁舎2階レイアウトについて（待合席、記載台、カウンター配置、カウンター形状など） ・新第1庁舎1階執務空間レイアウトについて ・新第2庁舎2階執務空間レイアウトについて ・コンシェルジュの機能及び配置について ・番号札発券機の機能、メニュー構成、配置などについて ・サイン計画について（配置場所、色、表示内容など） <p>②近年庁舎の建て替えを実施し、総合窓口サービスを導入した自治体の、コンシェルジュ・発券機等の運用状況についてヒアリングした。</p>
平成27年度	<p>①総合窓口検討部会にて今後の検討課題とされた4点について、引き続き検討を進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 証明書発行窓口・コンシェルジュの事務分掌について 2. コンシェルジュカウンターと記載台の配置について 3. 番号札発券機の運用について 4. バナーサインの効果検証について 	<p>・「市民の利便性を重視した窓口の導入」に関する基本方針の改善</p>	<p>①26年度に策定した基本方針を実施設計に反映し、検討課題については下記のとおり検討を行った。また、総合窓口の導入については、多くの部に業務がまたがることから、平成28年度以降は関連部の次長を中心とした検討部会において検討を進めることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 証明書専用窓口およびコンシェルジュについては、他市の運用状況等の調査結果を担当課に提示し、検討を行った。 2. 市民課と調整を行い、コンシェルジュの事務分掌と併せて配置計画を固めることとした。 3. 平成32年度の新第1庁舎供用開始に向け、仕様の検討を重ねる。 4. 平成29年度供用開始予定の新第2庁舎での運用に向け、具体的な仕様や配置等の策定を進めた。

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
5	公の施設の経営効率化	企画部 行財政改革推進課 経営改革室 経営改革課

改革の視点	市民本位の行政	ニーズに的確に応える市民サービスの提供の実現	体系分類	大分類	1	効率的な市民サービスの推進
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(3)	施設の最適化
	新しい公共	行政・民間事業者・NPO法人等、多様な主体の中から最適な経営主体を検討		小分類	①	経営手法の見直し

現状と課題
 学校・河川・道路を除く約670施設の公の施設の管理運営は、実質的に各所管の判断で行われており、必ずしも行政経営全般の視点から各施設の経営状況の評価・改善が行われているわけではない。しかし、設置当初に求められていた役割を終えていたり、民間に委ねた方が市民に有益と考えられたりする施設もあると考えられ、各施設の点検が必要である。

3年間の取り組み内容
 各施設で提供される市民サービスの妥当性や向上余地、コスト等を評価・分析し、行政としての設置・資本投下の妥当性判断、サービス提供に適した経営主体の検討等を行う。都市公園(使用に一定の制限が設けられている施設(大町公園・国府台公園等)を除く)を除く10分野約290施設のうち、経営手法を見直すことによる改善の余地が大きいと考えられる施設(分野)から優先的に検証(経営の効率化)を実施する。検証に当たっては、必要に応じて市政戦略会議からも意見をいただく。改善が必要との結論を得た施設から順次、所要の手続きを進める。
 (施設の分野別内訳) ①高齢者福祉施設23 ②障害者福祉施設10 ③こども関連施設93 ④教育施設12 ⑤文化施設7 ⑥保健関連施設7 ⑦スポーツ施設12 ⑧貸館施設35 ⑨都市基盤施設84 ⑩その他9

取り組み内容	目標	結果
--------	----	----

平成25年度	①	①経営効率化の検討 ・行政コスト計算書等を使用してコスト分析を行う ・同種や近接施設の現状把握 ⇒ 施設別行政コスト計算書を基に施設の効率化を検討すべき施設の選定を行った。(9月中旬) ⇒ 今年度見直す予定である子ども施設及びスポーツ施設については、近隣市の状況を把握した。 ②市政戦略会議への諮問・経営手法の検討・判断を実施 ・分析・評価した結果、公の施設のあるべき経営手法の案を提示 ・必要に応じて市政戦略会議へ諮問 ・経営方針の決定 ⇒ 平成25年10月16日に開催される市政戦略会議へ提出するための資料を作成中である。 ⇒ 使用料・手数料の見直しを先に審議し、9月に答申がでることから、公の施設の経営の効率化の審議は10月からとなる。 ③2分野の施設の所管ヒアリング、市民アンケートの実施 ・e-モニと合わせて3000件のアンケートを実施 ・ソブリックコメントとして、民意を反映する ⇒ アンケートは、市政戦略会議の答申を得てから実施するため、平成26年3月に実施する予定であり、スケジュールを変更する。 ④結論が得られた施設から順次、経営手法の見直しに着手(順次アクションプランに追加) ・直ちにアウトソース化できるものは、速やかに手続きを進める ⇒ 答申を得て、できるところから公の施設の経営の効率化を実施していく。	公共施設の基礎データを収集し、市川市市政戦略会議で評価の着眼点や、経営効率化について審議を行う。	「①、②」について、参考資料として、行政コスト計算書を含め、市政戦略会議へ提出し、具体的な効率化の提言を頂いた。また、経営方針を決定するための評価方法の着眼点の答申を受ける予定。 「③」について、施設の経営方針を決定するためには、施設を評価する基準が必要となるが、市川市は評価基準がないため、その着眼点の答申を受ける予定。答申を参考にして評価基準を策定し、施設の評価を行い、その後に市民アンケートの順序となることから、今回のアンケートは実施しなかった。 「④」について、答申が平成26年4月に出ることから、26年度以降、短期的な効率化に向けて各所管と連携を取り、効率化を促していく。 「見直し」について、次年度以降は、全施設を対象に経営の効率化を促し、各所管と連携を取りながらできるところから順次進めていく。
--------	---	---	--	---

平成26年度	①	①4月に市政戦略会議から諮問事項「行財政改革大綱 第1次アクションプラン 公の施設の経営効率化」について、答申を受ける。	市川市市政戦略会議の答申を元に、庁内で公共施設の経営効率化について、検証し、対応方針を決定する。	・平成26年4月に市政戦略会議からいただいた「公の施設の経営効率化」に関する答申をもとに、本市における「経営手法の見直しの余地が大きいと考えられる施設」等について、検討を進めた。 ※なお、本答申では、対象を「公共施設」とし、本市が保有する全ての施設を対象とした。 《検討内容》 ・本答申の「短期的な経営効率化」に関する提言の中で、具体的な審議の対象となった4施設「図書館、駐輪場、公民館、老人いこいの家」について、更に検討を進めた。 ・検討の過程においては、提言に挙げられた収入増加策、コスト削減策、便益向上策を中心に進めていったものであるが、答申の中の「全施設共通の提言」の中で前提とされた、「行政関与のあり方、公民の役割分担の見直し」についても参考としたものであり、「民営化」や「統廃合」といった分野についても、幅広い観点から研究を進めていった。 ・来年度については、更に検討対象を絞り込んだ上で、具体的な効果・成果が出せるよう、より踏み込んだ取り組みを進めていく予定である。
	②	②答申を元に、公共施設の経営効率化が可能かどうかを庁内の関係部署とともに検証し、3月までに対応方針を決定する。		

平成27年度	①	①平成26年4月に市政戦略会議からいただいた「公の施設の経営効率化」に関する答申をもとに、経営手法の見直しの余地が大きいと考えられる施設について検討を進め、民営化や統廃合といった分野も視野に入れながら経営の効率化について関係部署とともに取り組む。	対応方針に基づき、公共施設の経営効率化について、関係部署とともに取り組む。	関係部署とともに施設の経営効率化を進めた。 ○民営化(こども政策部・福祉部など) ・保育園6園(H27:3園、H28:3園) ・ゆうゆう(H28) ・南八幡ワークス(H28) ・チャレンジ国分(H29予定) ・梨香園(H30予定) ○使用料の適正化(財政部・道路交通部など) ・公民館等(H27.10～) ・駐輪場(H28.4～)
--------	---	---	---------------------------------------	--

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
6	財務情報の提供	財政部 財政課

改革の視点	市民本位の行政	市民、職員にわかりやすい財務情報を提供する	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	財務情報の透明化及び最適化		中分類	(1)	透明性のある財政運営
	新しい公共			小分類	①	財務情報の提供

現状と課題
現在の財務情報については、予算編成過程から決算までの一連の情報のほか、各種の指数・指標など幅広く多くの情報を提供している。指数・指標などについては、国が定めるルールに基づき算出されたものであるが、市民・職員がこれらがどのような内容であり、市がどのような状況にあるかを理解するのは困難である。よって、これらをより市民感覚でわかりやすい情報として提供し、現在の厳しい財政状況を正確に把握していただけるかが課題である。

3年間の取り組み内容
財政運営の透明性を高め、市民によるチェック機能を向上させるとともに、市民及び全職員が現在の厳しい財政状況を理解し、行財政改革の必要性を認識出来るように、市民・職員にわかりやすい財務情報の提供を行う。

	取り組み内容	目標	結果	
平成25年度	①現在の財務情報をWEBで提供 ・行財政改革の必要性を理解してもらう ・近隣市及び他自治体のWEB等を参考に、財務情報の提供・発信方法を調査 ⇒「市川市の財政状況」について歳入・歳出の状況、経常収支比率の推移等をグラフで示し、わかりやすい形に改めた(6月)。 ⇒財政課WEBで現在提供している財務情報を、近隣市及び他自治体のWEB等を参考にして目的別に整理し、必要とする情報をより検索しやすくするために、財政課WEBをリニューアルする予定で現在広報広聴課と協議。 ②e-モニター、庁内メールを活用して意見採取 ・さらに知りたい情報等意見を採用 ⇒WEB改修終了後、e-モニター、庁内メールで意見聴取を行う。 ③e-モニター、庁内メールの分析 ・採取した意見等を集約し、分析し、随時公表を行う。 ⇒分析した意見に基づきWEBの改善を行い、公表を行う。	意見・感想等の採取 情報収集・調査・分析 情報収集	①他市の状況等を調査のうえ、「市川市の財政状況」の資料の公表を分かりやすい形で公表した。26年度においても、内容を改善していくものとする。 ②・③26年度の早い段階で市川市の財政状況を再度更新を行い、ご意見を頂く。見やすく、探しやすく、分かりやすい、財務情報の提供を他市を参考にして、更新を行う。	
	②			
	③			
平成26年度	①			
	②	①財務情報提供の手法について、他自治体の実施状況等を調査・検討 ②現在の市公式Webサイト上の財務情報について、平成25年度に行った検討結果を反映し、ページ構成を整理 ③平成25年度決算をふまえ、歳入・歳出決算額の推移、市税の状況、市債の状況、目的別・性質別歳出決算額の状況、基金の状況等をグラフにまとめた資料を作成し、市公式Webサイト、庁内メール等で発信 ④庁内アンケートにより、財務情報の提供に関する職員の意見を聴取。聴取した意見を分析し、次年度に向けた改善案を検討	財務情報の提供 検証・改善	①平成25年度決算をふまえ、歳入・歳出決算額の推移、市税の状況、市債の状況、目的別・性質別歳出決算額の状況、基金の状況等をグラフにまとめた冊子「かんたん解説 市川市の財政状況」を作成した。 ②市公式Webサイトにおいて公表を行うとともに、庁内メールにて発信した。
	③			
	④			
平成27年度	①	①引き続き、財務情報提供の手法について検討し、他自治体の参考事例等も併せて情報収集する。 ②庁内アンケート等により、財務情報の提供に関する職員等の意見を聴取。聴取した意見を分析し、改善案を検討する。 ③改善点等を踏まえ、歳入・歳出決算額の推移、市税の状況、市債の状況、目的別・性質別歳出決算額の状況、基金の状況等をグラフにまとめた資料『かんたん解説 市川市の財政状況』を、平成26年度決算に基づき更新し、市公式Webサイト、庁内メール等で発信する。	財務情報の提供 検証・改善	①他自治体の、財務情報提供について情報収集を行った。 ②③前年度の反省点を踏まえ、歳入・歳出決算額の推移、市税の状況、市債の状況、目的別・性質別歳出決算額の状況、基金の状況等をグラフにまとめた資料『かんたん解説 市川市の財政状況』を、平成26年度決算に基づき更新し、市公式Webサイト等で発信した。
	②			
	③			

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
7	施設別・事業別行政コスト計算書の活用	財政部 財政課

改革の視点	市民本位の行政	市民、職員にわかりやすい財務情報を提供・発信する	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(1)	透明性のある財政運営
	新しい公共			小分類	①	財務情報の提供

現状と課題
 現在、公の施設毎に施設別行政コスト計算書を作成しているが、財政運営の内部管理資料として活用できていない。また、事業別行政コスト計算書については、予算事務事業が多岐に亘っていること、人件費や使用施設の減価償却費等の配分基準を確立できていない等の理由により作成しておらず、事業毎のコストと、それに対する受益者負担や一般財源の充当の状況が明らかになっていない。

3年間の取り組み内容
 作成基準を確立したうえで施設別・事業別行政コスト計算書を作成し、企画・財政部門や各所管課において、使用料・手数料の見直しや施設のあり方、事業の有効性・効率性などを検討する資料として活用するとともに、市民等に公表する。

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	① 事業別行政コスト計算書について作成基準を確立し、24年度決算事業別行政コスト計算書を作成する。 ⇒財務会計システムからの歳入・歳出データ、財務書類作成システムからの減価償却資産データ等を、事業別行政コスト計算書作成システムへ取り込み作業中である。データ整備完了次第、事業別行政コスト計算書の作成に着手する。 ② 24年度決算施設別行政コスト計算書を作成し、使用料・手数料見直しの資料として活用する。 ⇒24年度決算施設別行政コスト計算書は作成済み。 ⇒同決算書の数値を活用して、適切な使用料・手数料の算定中である。 ③ 施設別・事業別行政コスト計算書を各所管課に還元するとともに、公表を行う。 ⇒事業別行政コスト計算書が完成次第、3月中に所管課への還元と公表を行う予定。	・24年度決算施設別・事業別行政コスト計算書の作成 ・施設別行政コスト計算書の活用 ・所管課への還元と公表の実施	① 24年度決算施設別行政コスト計算書については、使用料・手数料の見直し資料として活用した。 ② 24年度決算事業別行政コスト計算書については、ABC分析による人工をもとに人件費を各事業に配分したものを作成した。26年度は、各事業によりの確に人件費を反映させる方法について再検討する。 ③ 事業別行政コスト計算書の公表については、市民にわかりやすい公表方法を引き続き検討することとし、25年度は公表を行わなかった。
平成26年度	① 事業別行政コスト計算書の人件費について、計上基準を再検討し、必要に応じて全庁調査を実施する。 ② 24年度決算施設別行政コスト計算書を公表する。 ③ 25年度決算施設別・事業別行政コスト計算書を作成する。 ④ 25年度に引き続き、施設別行政コスト計算書を使用料・手数料見直し資料として活用する。事業別行政コスト計算書については、他市事例などを参考にして、市民等にわかりやすい公表の仕方や、活用方法について検討する。	・24年度決算施設別・事業別行政コスト計算書の活用 ・25年度決算施設別・事業別行政コスト計算書の作成 ・所管課への還元と公表の実施	① 事業別行政コスト計算書の人件費の配分方法については、目ごとに決算額を、ABC分析の人工によって各事業へ按分する方向で、行財政改革課と協議中である。 ② 24年度決算施設別行政コスト計算書は、8月に公表済み。 ③ 25年度施設別行政コスト計算書は、平成27年3月に作成し、4月に公表予定。 25年度事業別行政コスト計算書は、人件費が確定次第、27年度早期に作成予定。 ④ 施設別行政コスト計算書については、24年度決算分を使用料・手数料の算出資料として活用したが、今後も、使用料・手数料見直し後の純行政コストの検証等、施設運営の内部管理資料として活用する。 事業別行政コスト計算書については、引き続き、公表の仕方や活用方法を検討中である。
平成27年度	① 25年度決算施設別行政コスト計算書を公表する。 ② 課題となっている事業別行政コスト計算書の人件費や減価償却費について、計上基準を検討し、適正配分に努め年度内の完成を目指す。 ③ 26年度決算施設別・事業別行政コスト計算書を作成する。 ④ 事業別行政コスト計算書について、他市事例などを参考にして、市民等に分かりやすい公表の仕方や活用方法について検討する。	・25年度決算施設別・事業別行政コスト計算書の活用 ・26年度決算施設別・事業別行政コスト計算書の作成 ・所管課への還元と公表の実施	① 25年度施設別行政コスト計算書を4月に公表した。 ② 25年度事業別行政コスト計算書は、項ごとに計上されている職員人件費を、ABC分析の人工によって項内の各目各事業へ按分して作成し、8月に公表した。 ③ 26年度施設別行政コスト計算書及び事業別行政コスト計算書を3月に作成し、4月に公表予定。 ④ 事業別行政コスト計算書における公表対象事業については、25年度版は第1次実施計画事業に掲載されている事業とし、26年度版は第2次実施計画事業に掲載されている事業とした。

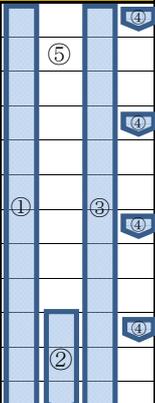
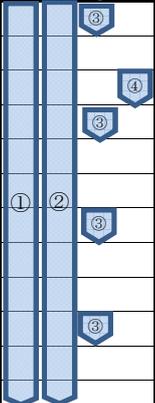
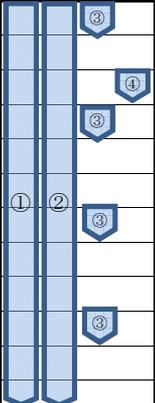
第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
8	市有財産の有効活用・処分	財政部 管財課

改革の視点	市民本位の行政	限られた財源や資源を最大限に活用し、財源を確保する	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化			中分類	(2)	歳入の確保
	新しい公共			小分類	①	自主財源の確保

現状と課題
 事業残地など行政財産を含む未利用地について、全庁調査を実施し、全体把握を進めている。未利用地となっている市有財産の土地は、将来的に行政目的の手段として有効活用が図られる土地を除き、積極的に貸付、又は売却を進め財源の確保に努めている。
 普通財産処分においては、一般競争入札によることが原則であるが、入札参加者がいない場合や、不調となった場合などは、その後の対応として先着順による公募を実施し、売却を進めている。しかし、それでも購入希望者が無く、売却できない状況となる場合があり、これについて何らかの対策を立てることが必要となっている。

3年間の取り組み内容
 ・売却方法について募集方法等の工夫を行い歳入の増収に取り組む。また、住宅貸付者への売却促進を働きかける。
 ・募集方法の工夫として、千葉県宅地建物取引業協会と協定を結び、購入希望者の媒介・斡旋の協力を依頼し、売却の機会を広め、市有地の売却の促進を図る。
 ・購入者との売買契約締結後、所有権移転登記がなされた後に、媒介手数料として、媒介業者へ売却代金の3%程度を支払う。
 ・売却に至らない未利用地の民間への貸付方策について検討を進め、財産の効率的な運用を図る。

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	 <p>①千葉県宅地建物取引業協会へ、随時、購入希望者の斡旋・媒介の協力を依頼（入札不調の場合など） ②購入者との売買契約締結後、所有権移転登記がなされた後に、媒介業者へ売却代金の3%程度を支払う ③売却に至らない未利用地について、一時貸駐車場やその他の活用方策を含め、民間事業者への貸付が出来ないか検討を進める ④住宅貸付者への払い下げを進めるために借受者への売却勧誘通知・訪問を強化する。 ⑤行政財産未利用地調査 (参考) 平成25年12月末現在処分可能市有財産 6物件 約2.1億円</p>	市有財産処分 (25年度から27年度の3年間で4億円)	①②千葉県宅地建物取引業協会へ1月28日に1物件の媒介依頼を実施したが、反応はまだない。 ③売却に至らない未利用地は、場所、形状などが不利な物件が多く、活用が難しい。粘り強く活用方策を検討する。 ④住宅貸付者への払下げは、売却勧誘により、一件売却することができた。引続き、通知文を発送しており、2～3件の反応はあるため、継続して売却勧誘する。 ⑤行政財産の未利用地は、都市計画道路3・4・18号の事業進展にともない、残地処分可能物件が増えてくるので、引続き未利用地調査を行い、処分を進める。 平成25年度実績：10物件3.1億円（年度途中追加分含む＝法定外、貸付地売却など）
平成26年度	 <p>①千葉県宅地建物取引業協会へ、随時、購入希望者の斡旋・媒介の協力を依頼（入札不調の場合など） 購入者へ所有権移転登記がなされた後に、媒介業者へ売却代金の3%程度を支払う。 ②売却に至らない未利用地について、一時貸駐車場やその他の活用方策を含め、民間事業者への貸付が出来ないか検討を進める。貸付中の市有財産について、売却の可能性を検討する。 ③住宅貸付者への払い下げを進めるために勧誘や訪問を継続すると共に、借受者の相続時点における売却促進に努める。 ④行政財産未利用地調査 都市計画道路3・4・18号残地や外環道路内市有地の売却見込みを立てる。 (参考) 平成26年3月末現在 処分可能市有財産 6物件 約2.1億円</p>	市有財産処分	①平成26年1月に宅地建物取引業協会へ1件、媒介依頼を実施した物件が、媒介を待たずに、現地看板を見た方と契約できたため、4月30日に媒介依頼を取下げた。入札不調物件について先着順公募をかけた後、依頼を出していく。 ②未利用地は、位置、形状、接道などが不利で、駐車場やその他の需要がなく、民間事業者への貸付ができていない。 ・貸付中物件の売却検討については、ザタワーズイースト209を一般競争入札により、売却済み。（2月議案議決） ③住宅貸付者の内、一件について相続が発生しており、売却の検討を依頼しているが、相続人間での合意がとれていないので、時間を要すると思われる。 その他、一件から購入相談が来ており、来年度払下げの見込みあり。 ④行政財産未利用地については、所管課からの情報交換を密にして売却見込みを立て、来年度予算に反映させた。 (参考)3月末処分済市有財産 14物件 約3億28万円 (うち当初計画分は2件2,350万円)
平成27年度	 <p>①千葉県宅地建物取引業協会へ、随時、購入希望者の斡旋・媒介の協力を依頼（入札不調の場合など） 購入者へ所有権移転登記がなされた後に、媒介業者へ売却代金の3%程度を支払う。 ②売却に至らない未利用地について、一時貸駐車場やその他の活用方策を含め、民間事業者への貸付が出来ないか検討を進める。 貸付中の市有財産について、売却の可能性を検討する。 ③住宅貸付者への払い下げを進めるために勧誘や訪問を継続すると共に、借受者の相続時点における売却促進に努める。 ④行政財産未利用地調査 都市計画道路3・4・18号残地や外環道路内市有地の売却見込みを立てる。 (参考) 平成27年3月末現在 処分可能市有財産 5物件 約1.5億円</p>	市有財産処分	①本年度、宅地建物取引協会への依頼実績無し。 ②新規貸付検討物件無し。 ③住宅貸付者へ本年度1件、15,237千円売却【計画外】 ④都市計画道路3・4・18号線残地 44,592千円売却【計画外】 【当初計画分売却】 北国分3-2824-5 他2筆(132.43㎡) 8,020,000円

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
9	負担の公平性の確保(市税)	財政部 納税・債権管理課

改革の視点	市民本位の行政	市民一人ひとりの公平・適正な税負担	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	公平性の観点による自主財源の確保		中分類	(2)	歳入の確保
	新しい公共			小分類	①	自主財源の確保

現状と課題	<p>収入未済額は、過去の滞納繰越分が累積したものと現年課税分の収入未済が翌年度に繰り越されたものから成り、平成23年度末時点においては、市税全体で約51億円もの収入未済額が存在している。この収入未済額を圧縮していくためには、現年課税分が翌年度に繰り越されることによって生じる未済額を如何にして縮減していくか、早期納付に導くかが重要であり、市税負担の公平性の確保のためにも、今後、最優先で取り組むべき課題であると認識している。</p> <p>・現状：平成23年度収納率(決算)【現年課税分】98.2%、【滞納繰越分】27.0% 【市税収入未済額の推移(滞納繰越分+現年課税分) 21年度末時点:6,708,762(千円) 22年度末時点:5,708,363(千円) 23年度末時点:5,116,954(千円)</p>
-------	---

3年間の取り組み内容	<p>市税全体での収納率は、平成23年度決算時に過去10年の中で最高数値となる93.2%となったところであるが、更なる収納率向上を目標に据え、現年課税分と滞納繰越分それぞれに目標値を設定し、より効率的な滞納整理を実践する。</p> <p>《平成27年度末までの目標値》 ・収納率【現年課税分】98.5% 【滞納繰越分】30.0%</p>
------------	---

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	<p>①滞納整理に係る基本スタンスを明示(基本対応、納税折衝、進行管理など)</p> <p>②滞納整理ガイドライン等を徴税吏員全員で共有し、目標へ向けた取り組みを実施</p> <p>③目標への取り組み状況を徴税吏員全員で研究・検証し、より効率的な滞納整理を実施</p>	<p>・収納率 【現年課税分】 98.3% 【滞納繰越分】 28.0%</p>	<p>①について、滞納整理アドバイザーによる定期的な進行管理等を実施したことにより、徴収実績の向上が図られた。</p> <p>②について、定期的に内部研修を開催するとともに、外部研修へも積極的に参加したことにより、職員のスキルアップが図られた。</p> <p>③について、収納率を向上するため、徴収実績の分析を行い、効果的な徴収対策を実施することが出来た。</p> <p>これらの取り組みにより、25年度の滞納繰越分の収納率は、34%を上回る見込みとなり、対前年度比4.0ポイント以上の増となる事が見込まれる。</p> <p>また、25年度末における収入未済額は40億円を下回る見込みとなっている。</p> <p>今後も現在の徴収体制を維持・継続し、現年課税分の収納対策を講じ、更なる収納率の向上を目指す。</p>
平成26年度	<p>①滞納整理に係る基本スタンスを明示する。(基本対応、納税折衝、進行管理等) 滞納整理アドバイザーによる進行管理に加え、新たに管理職による進行管理を実施する。</p> <p>②滞納整理ガイドライン等を徴税吏員全員で共有し、目標に向けた取り組みを実施するとともに、4月から現年度対策を講ずるため、新たな組織を立ち上げる。</p> <p>③目標への取り組み状況を徴税吏員全員で研究・検証し、より効率的な滞納整理を実施する。</p> <p>定期的に「徴収対策会議」を開催し、情報を共有するとともに「全体会議」において、周知を図る。</p> <p>④専任オペレーターによる電話催告等システムの導入に向けたPTを立上げ、新たな徴収体制の構築を図る。</p>	<p>・収納率 【現年課税分】 98.4% 【滞納繰越分】 29.0%</p>	<p>○収納率実績 (現年課税分)(滞納繰越分) 27年2月末現在 84.4% 37.1% 26年2月末現在 84.9% 31.2% 対前年度比 ▲0.5ポイント +5.9ポイント</p> <p>○組織目標の周知・徹底 定期的に全体会議や徴収担当者会議を開催し、徴収状況を把握するとともに、組織目標を達成するための方策を検討。 ■全体会議 4回 ■徴収対策会議(全体) 7回 ■班長会議 6回 ■徴収対策会議(任意) 7回 ■管理職M 5回</p> <p>○管理職による進行管理の実施 職員における進行管理事案のヒアリングを6月、9月及び12月に実施。</p> <p>○現年度対策STの立上げ 現年課税分の収納率の向上の具体的な方策を実施。</p> <p>○外部研修(自治大、市町村アカデミー、千葉県自治研修センター、自治通信プレミアムセミナーなど)に派遣した。 ■研修10回 ■延べ41名派遣</p> <p>○「市川市納税催告センター」の導入 10月 H27当初予算要求 3月 H27当初予算に計上</p>
平成27年度	<p>①滞納整理に係る基本スタンスを明示する。(基本対応、納税折衝、進行管理等) 滞納整理アドバイザーによる進行管理に加え、前年度に引き続き管理職による進行管理を実施する。</p> <p>②滞納整理ガイドライン等を徴税吏員全員で共有し、目標に向けた取り組みを実施するとともに、定期的な内部研修の実施、外部研修への積極的な参加により、職員の資質の向上を図る。</p> <p>③目標への取り組み状況を徴税吏員全員で研究・検証し、より効率的な滞納整理を実施する。</p> <p>定期的に「徴収対策会議」を開催し、情報を共有するとともに「全体会議」において、周知を図る。</p> <p>④10月から専任オペレーターによる電話催告等システム「市川市納税催告センター」を導入し新たな徴収体制を構築する。</p>	<p>・収納率 【現年課税分】 98.5% 【滞納繰越分】 30.0%</p>	<p>○収納率実績 (現年課税分)(滞納繰越分) 28年2月末現在 85.1% 43.5% 27年2月末現在 84.4% 37.1% 対前年度比 +0.7ポイント +6.4ポイント</p> <p>○組織目標の周知・徹底 定期的に全体会議や徴収担当者会議を開催し、徴収状況を把握するとともに、組織目標を達成するための方策を検討。 ■全体会議 3回 ■徴収対策会議 9回</p> <p>○管理職による進行管理の実施 職員における進行管理事案のヒアリングを6月、9月に実施。</p> <p>○現年対策会議の立上げ 1月から組織全体で現年対策に取り組んでいる。</p> <p>○外部研修(自治大、市町村アカデミー、千葉県自治研修センター、自治通信プレミアムセミナーなど)に派遣した。 ■自治大1名 ■市町村アカデミー2名</p> <p>○「市川市納税催告センター」～10月開設 ・架電 15,135件 ・受電 12,818件</p>

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
10	負担の公平性の確保(市税以外)	財政部 財政課

改革の視点	市民本位の行政	市民一人ひとりの公平・適正な税負担	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	公平性の観点による自主財源の確保		中分類	(2)	歳入の確保
	新しい公共			小分類	①	自主財源の確保

現状と課題	市税を除く収入の徴収、管理等については、納税・債権管理課が定める債権管理マニュアルにより処理しており、市としての共通認識がなされているところである。しかし、平成24年度決算における市税を除く一般会計の収入未済額は650,610千円となっており、公平負担とはいえない状況である。
-------	--

3年間の取り組み内容	直近の決算において、収入未済が発生している収入科目等について、個別の収入ごとの現況、課題、向上余地等を明らかにし、3カ年の徴収計画を策定する。その後、徴収計画に基づく取り組みを実施し、収納目標(原則、対前年度以上の収納率を設定)の達成を目指すとともに、進捗管理、決算(出納整理期間後)におけるフィードバックにより、計画の修正、新たな課題の検討等を行う。
------------	--

	取り組み内容	目標	結果
--	--------	----	----

平成25年度	① 対象とする収入科目の調査 ・収入科目に関する現況データの整理 ⇒「収入未済科目における収納状況(平成23年度決算ベース)」を作成。債権区分、時効期間、滞納処分、催告、戸別訪問、口座振替、ペイジーの実施状況等を整理。 ② 3カ年・徴収計画様式の作成 ・フォーマットの調整、決定 ・収入未済対策説明会の開催 ⇒収入未済額100万円以上の科目については、収入未済対策計画書の様式を作成し、5/13に収入未済対策説明会を開催。収入未済額100万円未満については、滞納者一覧表の様式を作成し、5/27に収入未済解消に向けた説明会を開催。 ③ 3カ年・徴収計画の策定 ・所管部署へ計画の作成依頼 ・提出されたデータのとりまとめ ⇒収入未済対策計画表、滞納者一覧表を取りまとめ。 ④ 計画に基づく取り組みの実施 ⇒各課による徴収の推進。 収入未済額100万円未満については、8月に各課ヒアリングを実施し、今後の徴収業務における取り組み姿勢を確認、指導。 ⑤ 進捗管理 ・年2回程度(12月、6月等)、所管より状況を聴取 ・適宜、計画の修正、改善を行う ⇒12月のヒアリングに向け準備中	・徴収計画の策定(計画に定める目標収納率は、対前年度決算以上の収納率とする) ・収納率の向上	②収入未済額100万円を概ねの基準とし、収納率の向上や適正な債権管理により収入未済の縮減に努めることとした。関係課を対象とした説明会を開催したことで、意識の共有を図ることができた。今後の更なる債権管理を推進すべく、条例制定を含め、検討していく。 ⑤26年度予算編成において、款担当者のヒアリングにより収納状況の進捗をヒアリングできたことから、財政部長ヒアリングは実施しなかった。
--------	--	---	--

平成26年度	① 3カ年・徴収計画に基づく取り組みの実施及び進捗管理 ・所管課による徴収計画に基づく徴収の実施 ・徴収状況の聴取等の進捗管理 ② 適正な債権管理体制の検討 ・議決が必要である私債権等の債権回収のための訴訟等の提起について、金額を限定して市長の専決事項とすることを検討。	・収納率の向上(目標収納率は、対前年度決算以上の収納率とする)	①平成26年度の収納状況において、過去の決算等と同等かそれを上回る収納率とすることを目標とした。 【26年度の収納率決算見込】(カッコは25年度決算) 児童保護費負担金、公立保育園使用料 99.3%(99.3%) 市営住宅使用料現年度分 97.5%(97.4%) 放課後保育クラブ保育料現年度分 98.8%(98.8%) 入学準備金貸付金償還金現年度分 81.0%(81.9%) ②私債権等の債権回収のための訴訟の提起を市長の専決事項とすることを検討の前段階として、収入未済案件のうち、議決による不納欠損(債権放棄)が可能でありそうな案件を抽出した。
--------	---	---------------------------------	---

平成27年度	① 3カ年・徴収計画に基づく取り組みの実施及び進捗管理 ・所管課による徴収計画に基づく徴収の実施 ・徴収状況の聴取等の進捗管理 ② 適正な債権管理体制の検討 ・収入未済額の大半が、市税における不納欠損対象案件であり、適正な債権管理を進める必要がある。 ・時効期間を経過しても自動的に消滅しない私債権について、債権の放棄等の適正な管理をするため、条例の制定を検討する。 ・議決が必要である私債権等の債権回収のための訴訟等の提起について、金額を限定して市長の専決事項とすることを検討する。	・収納率の向上(目標収納率は、対前年度決算以上の収納率とする)	①平成27年度の収納状況において、過去の決算等と同等かそれを上回る収納率とすることを目標とした。 【27年度の収納率決算見込】(カッコは26年度決算) 児童保護費負担金、公立保育園使用料 99.4%(99.3%) 市営住宅使用料現年度分 97.5%(97.5%) 放課後保育クラブ保育料現年度分 98.5%(98.8%) 入学準備金貸付金償還金現年度分 80.0%(81.0%) ②債権管理条例の制定を検討する中で、自力で債権放棄を実施することができない私債権について、条例において債権放棄を明文化させる前段階として、徴収不能に陥っている私債権の放棄に関する議案を提出した。議案可決を受けて、債権管理条例制定に向けた検討を実施した。
--------	--	---------------------------------	--

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
11	収納環境の整備	財政部 納税・債権管理課

改革の視点	市民本位の行政	市民ニーズに合わせた収納環境の整備	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	コスト面を重視した効果・効率的な収納体制の再構築		中分類	(2)	歳入の確保
	新しい公共	第三者納付を含めた時代に即した納税環境の実現		小分類	①	自主財源の確保

現状と課題	<p>本市では、平成18年度よりマルチペイメント、コンビニ収納など、時代のニーズに合わせた収納チャンネルの拡充を図り、収納環境の整備を図ってきたが、現在のキャッシュレス時代の到来で、更なる収納チャンネルの多様化が見込まれる。特に収納チャンネルの拡充などでは、必要とされる時期、コスト等を見極め、タイムリーな対応等が必要である。</p> <p>・現状：平成23年度収納率(決算)【現年課税分】98.2%、【滞納繰越分】27.0%</p>
-------	---

3年間の取り組み内容	<p>クレジットカード払等の新たな収納チャンネルを導入しつつ、コスト面からの費用対効果の再検証をはじめ、現行の収納体制を再構築し、市民のニーズや時代に即した納税環境の整備を進め、各年度における現年課税分収納率の向上及び収入未済額の圧縮を図る。</p> <p>《平成27年度までの目標》</p> <p>・収納率【現年課税分】98.5% 収入未済額 12億円以下</p>
------------	---

	取り組み内容	目標	結果									
平成25年度	<p>① 新たな収納チャンネル等を検討・研究し、導入へ向けた取り組みを実施</p> <p>② より効果的・効率的な収納体制を確立するため、現行体制の再検証を実施</p> <p>③ 年度における諸課題等を見直し、収納体制に反映</p>	<p>・収納率【現年課税分】98.3%</p> <p>・収入未済額 13億円以下</p>	<p>① について、新たにクレジットカードによる市税等の納付が可能となり市民サービス(利便性)が向上した。</p> <p>② について、年齢構成ごとの収納方法の分析を行った。</p> <p>③ について、口座引き落とし再振替者に対し、新たに電話催告を行なうことにより収納額の確保を行なった。</p> <p>今後は、出納整理期間である4月・5月において、現年度課税分に対する収納対策を講じることにより、現年課税分の収納率を目標値である98.3%以上とすることを目指す。</p>									
平成26年度	<p>① より効果的・効率的な収納体制を構築するため、現行の事務分担を再検証する。</p> <p>② 年齢構成ごとの収納状況の分析を行い、収納対策に反映させる。</p> <p>③ 口座再振替者に対し、電話催告を実施し、収納額の確保を図る。</p>	<p>・収納率【現年課税分】98.4%</p> <p>・収入未済額 12.5億円以下</p>	<p>○徴収担当職員の増員 事務分担の見直しを行い、徴収を専門に行なう担当職員の増員を図った。徴収担当職員数 27名 → 29名</p> <p>○現年課税分収納率(27年2月末現在)84.4% (対前年同月 84.9%、▲0.5ポイント)</p> <p>○収納方法別納付状況 27年1月末現在(対25年度同月比)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替等 31.3%(+0.4) ・銀行窓口 19.6%(▲1.0) ・コンビニ 38.3%(+2.1) ・マルチペイメント 10.0%(▲1.6) ・クレジットカード 0.8%(+0.1) <p>○口座再振替者に対する文書催告の実施。 口座振替を申し込みしているが引き落としが不能であった納税者に対して、口座の再振替を実施しているが、事前に文書催告を実施し、再振替率の向上を図った。</p> <p>(通知実績) ・市県民税(2期～4期) 2,525通 ・固定資産税(3期～4期) 3,215通</p> <p>(再振替率) (市県民税) (固定資産税)</p> <table border="1"> <tr> <td>H25年度</td> <td>26.7%</td> <td>28.3%</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>42.6%</td> <td>40.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>+15.9ポイント</td> <td>+12.0ポイント</td> </tr> </table>	H25年度	26.7%	28.3%	H26年度	42.6%	40.3%		+15.9ポイント	+12.0ポイント
H25年度	26.7%	28.3%										
H26年度	42.6%	40.3%										
	+15.9ポイント	+12.0ポイント										
平成27年度	<p>① より効果的・効率的な収納体制を構築するため、これまでの調査グループを調査・現年対策グループに名称を変更するとともに、職員を増員することで、現年課税分の徴収体制の強化を図る。</p> <p>② 現年課税分の収納状況を分析し、収納対策に反映させる。</p> <p>③ 口座再振替者に対し、文書催告や電話催告を実施することにより、収納額の確保を図る。</p>	<p>・収納率【現年課税分】98.5%</p> <p>・収入未済額 12億円以下</p>	<p>○現年対策会議の立ち上げ 現年対策会議を立ち上げ、1月から組織全体で現年対策に取り組んでいる。</p> <p>○現年課税分収納率(28年2月末現在)85.1% (対前年同月 84.4%、+0.7ポイント)</p> <p>○収納方法別納付状況 27年1月末現在(対25年度同月比)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替等 31.0%(▲0.3) ・銀行窓口 18.8%(▲0.8) ・コンビニ 38.3%(±0) ・マルチペイメント 11.0%(+1.0) ・クレジットカード 0.9%(+0.1) <p>○口座再振替者に対する文書催告の実施。 口座振替を申し込みしているが引き落としが不能であった納税者に対して、口座の再振替を実施しているが、事前に文書催告を実施し、再振替率の向上を図った。</p> <p>(通知実績) ・市県民税(1期～4期) 2,773通 ・固定資産税(1期～4期) 5,760通</p> <p>(再振替率) (市県民税) (固定資産税)</p> <table border="1"> <tr> <td>H26年度</td> <td>42.6%</td> <td>40.3%</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>51.1%</td> <td>46.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>+8.5ポイント</td> <td>+6.6ポイント</td> </tr> </table>	H26年度	42.6%	40.3%	H27年度	51.1%	46.9%		+8.5ポイント	+6.6ポイント
H26年度	42.6%	40.3%										
H27年度	51.1%	46.9%										
	+8.5ポイント	+6.6ポイント										

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
12	基金の積立(財政調整基金)	財政部 財政課

改革の視点	市民本位の行政	災害に強いまちづくりの実現	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	強固な財政基盤の確立		中分類	(2)	歳入の確保
	新しい公共			小分類	①	自主財源の確保

現状と課題
 不況時の税収減少や災害時の緊急的支出に活用できる財政調整基金は、不透明な経済状況が続き、また、首都直下型地震の可能性が見直されている現在にあって、これまで以上にその重要度を増しているが、反面、財政の硬直化の進行により、積立がままならない状況にもある。
 以上を踏まえ、平成23年度決算から決算剰余金の2分の1以上を積み立てることとするよう条例を改正し、財政規律を高めたところであるが、実際に残高を確保していくためにはより一層の財政の健全化を進めることが課題となっている。

3年間の取り組み内容
 平成23年5月策定の財政運営指針では25年度末に80億円、30年度末に100億円の残高目標を立てたところであるが、25年度末残高において80億円以上を達成する見込みである。今後は、不況時の税収減にも対応できる柔軟性と大規模災害による緊急支出にも対応できる強固さを兼ね備えた財政基盤を確立するため、27年度末には残高を80億円確保することを目指す。

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	①年度当初(出納閉鎖後)には、前年度決算剰余金の2分の1以上を積み立てる。 ⇒平成24年度の実質収支額が1,625,977,508円と確定したことに伴い、財政調整基金に813,000,000円を編入し、平成25年6月18日から運用している。 ②執行段階では徹底した内部管理経費の節減や、不用額の励行に取り組みとともに、歳入の増収に努める。 ・補正要因提出依頼の際に不用額の減額補正を求める。 ・当初予算及び補正予算の配当の際に、歳出の徹底した節減を求める。 ⇒平成25年度一般会計当初予算において2,690,000,000円、6月の補正予算において26,870,000円の繰入金を計上したところであるが、9月の補正予算時に増額となった歳入と歳出の確定した不用額について減額補正を行い、財政調整基金の計上を抑制した。 ③当初予算編成時には、歳出の削減、歳入の確保に努め、財政調整基金の取り崩しを最少限度に止める。 ⇒平成26年度当初予算編成を行うにあたり、歳入の増収と歳出の徹底した見直しに努め、財源不足額を圧縮し、平成25年度末残高50億円以上を確保する。 平成25年9月末現在 残高9,131,065,053円 平成25年度末見込み 6,414,195,053円	・年度末残高50億円以上	②繰入金について、平成25年度当初予算で2,690,000,000円の予算計上を行ったが、補正予算での不用額等を活用し、繰入予定額を851,180,000円に圧縮した。 ③平成26年度当初予算における繰入金を最小限にするよう努めた結果、アクションプラン策定時の目標額を達成できる見込みから、各年度の目標額を上方修正し、引き続き財政の健全化に努めることとする。 平成25年度末 残高8,291,542,743円 (平成25年度繰入金を差し引いた額)
平成26年度	①年度当初(出納閉鎖後)には、前年度決算剰余金の2分の1以上を積み立てる。 ②執行段階では徹底した内部管理経費の節減や、不用額の励行に取り組みとともに、歳入の増収に努める。 ・補正要因提出依頼の際に不用額の減額補正を求める。 ・当初予算及び補正予算の配当の際に、歳出の徹底した節減を求める。 ③当初予算編成時には、歳出の削減、歳入の確保に努め、財政調整基金の取り崩しを最少限度に留めた。	・年度末残高70億円以上	①執行段階において、徹底した内部管理経費の節減や、不用額の励行に取り組みとともに、歳入の増収に努めたことから、財政調整基金繰入金を減額補正した。 財政調整基金繰入金 26年度当初予算額 : 2,290,000千円 26年度2月補正額 : △ 700,000千円 26年度予算現額 : 1,590,000千円 ②当初予算編成時において、歳出の削減、歳入の確保に努め、財政調整基金の繰入額を抑えた。 財政調整基金繰入金 27年度当初予算額 : 1,000,000千円 (26年度当初予算額 : 2,290,000千円) ・26年9月末時点の残高 : 10,791,723千円 (ア) ・26年度積立金 : 20,292千円 (イ) ・27年3月末時点の残高 : 10,812,015千円 (ア+イ) (なお、27年5月末に実質収支の状況を見て、取崩しを行うか否かの判断を行うもの。また、6月には決算剰余金の1/2の積立を行う予定。)
平成27年度	①年度当初(出納閉鎖後)には、前年度決算剰余金の2分の1以上を積み立てる。 ②執行段階では徹底した内部管理経費の節減や、不用額の励行に取り組みとともに、歳入の増収に努める。 ・補正要因提出依頼の際に不用額の減額補正を求める。 ・当初予算及び補正予算の配当の際に、歳出の徹底した節減を求める。 ③当初予算編成時には、歳出の削減、歳入の確保に努め、財政調整基金の取り崩しを最少限度に抑える。	・年度末残高80億円以上	①平成26年度実質収支 : 3,874,000千円 地方自治法第233条の2に基づく基金繰入額 : 1,937,000千円 (3,874,000千円 × 1/2) ②執行段階において、徹底した内部管理経費の節減や、不用額の励行に取り組みとともに、歳入の増収に努めたことから、財政調整基金の繰入を行わなかった。 財政調整基金繰入金 27年度当初予算額 : 1,000,000千円 27年度2月補正額 : △ 1,000,000千円 27年度予算現額 : 0千円 ③当初予算編成時において、歳出の削減、歳入の確保に努め、財政調整基金の繰入を行わなかった。 財政調整基金繰入金 28年度当初予算額 : 0千円 (27年度当初予算額 : 1,000,000千円) ・27年9月末時点の残高 : 12,749,015千円 (ア) ・27年度積立金 : 25,458千円 (イ) ・28年3月末時点の残高 : 12,774,473千円 (ア+イ) (6月には決算剰余金の1/2の積立を行う予定。)

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
13	基金の積立(庁舎整備基金)	街づくり部 新庁舎建設課

改革の視点	市民本位の行政	ニーズに的確に応える市民サービスの提供の実現	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	財政負担の平準化		中分類	(2)	歳入の確保
	新しい公共			小分類	①	自主財源の確保

現状と課題
 庁舎には、災害に対する防災拠点機能および利用者の安全確保が求められる中、現庁舎は第3庁舎を除き耐震性が低く、また行政サービスの拡大に伴い、庁舎は狭隘化・分散化している状況にあり、必要とされる庁舎機能が充足されていない。そのため、早急な新庁舎整備が必要であるが、資金の確保には複数年を要するため、基金の積立が急務である。

3年間の取り組み内容
 新庁舎建設にあたり、一時的に増大する事業費に対して、財政負担の平準化を図るため庁舎整備基金に積立を行い、新庁舎竣工までの期間の各年度の一般財源所要額を8億円程度に抑制する。

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	①庁舎建設のための基本設計・実施設計の開始 ⇒9月18日に新庁舎建設設計者選考委員会を設置するとともに、第1回の会議を実施。 ⇒公募型プロポーザル方式による設計者選定を9月27日公告。 12月末に設計者選定、翌1月の基本設計・実施設計業務委託契約締結予定。 ②庁舎建設期間の財政負担平準化のため、年度事業費(一般財源ベース)8億円の中で、庁舎整備基金を積み立てる。 【庁舎整備基金の積立計画】 24年度積立額(決算額) 11億1,506万円 25年度積立額(予算額) 8億 274万円 (24年度・25年度計 19億1,780万円) 26年度積立額(計画額) 8億円 (24～26年度計 27億1,780万円) 27年度より庁舎建設工事着工予定であり相当額の費用を要することから、基金への積立は予定しない。 【庁舎整備基金の取崩(繰入)予定】 建設工事費のピークを迎える28～31年度において単年度の一般財源所要額を10億円程度に抑制するよう計画的に取り崩し(繰り入れ)を行うもの。 ⇒25年度当初予算で計上した積立額(約8億円)については、市の資金計画の関係から、年度末(26年3月)の積立を予定。 ③ 仮庁舎(既存施設)の供用開始と仮庁舎(第四駐車場仮設庁舎)の建設 ⇒25年9月補正予算にて、仮庁舎(第四駐車場仮設庁舎)の予算(債務負担行為)が計上され、25年11月の入札に向け準備を進めている。	・年度末残高 19億円以上	①については、計画通りプロポ方式での設計者選定を行い、委託候補者及び次席者を特定し、26年1月に委託候補者と「新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託契約」を取り交わした。 ②については、25年度の目標とする基金の累計積立額19億円以上を確保できる見通しとなった。 ③については、計画通り既存施設を活用した仮庁舎を設置し移転を完了した。更に、第四駐車場に設置する仮設庁舎については、25年10月に賃貸借契約を締結し、計画に定めた26年5月に供用開始できる見通しとなった。
平成26年度	①庁舎建設のための基本設計・実施設計の作成。 ②庁舎建設期間の財政負担平準化のため、年度事業費(一般財源ベース)8億円の中で、庁舎整備基金を積み立てる。 【庁舎整備基金の積立計画】 ◇25年度末累計積立額(決算額) 19億1,821万円 ◇26年度積立額(予算額) 6億4,365万円 (26年度末累計積立額 : 25億6,186万円) ◇27年度積立額(計画額) 1億3,814万円 (27年度末累計積立額 : 27億円) 27年度より庁舎建設工事に着工予定であることから、事業に要する一般財源8億円の中で、積立計画額(約1億4千万円)の確保を図っていく。 【庁舎整備基金の取崩(繰入)予定】 建設工事費のピークを迎える28～31年度において単年度の一般財源所要額を8億円程度に抑制するよう計画的に取り崩し(繰り入れ)を行うもの。 ③ 仮庁舎(南八幡仮設庁舎)の供用開始と仮庁舎(市川南仮設庁舎)の建設。	・年度末残高 27億円以上	①新庁舎の設計については、平成27年12月に基本設計を策定し、12月20日号の広報で広く市民への周知を図った。27年度に実施する南分庁舎の解体、新第2庁舎整備工事の着手に向け、基本設計の策定に引き続き、実施設計の策定作業を進めている。 ②庁舎整備基金については、想定事業費が52億円増額となったことから、庁舎建設期間中(27～31年度)の一般財源負担額をおよそ9億円と設定した中で、基金総額を5億円積み増し、32億円とする計画に変更した。これに伴い、27年度当初予算においては、新規積立額として5億8千万円の予算を確保し、27年度末時点での基金残高の見込額は約31.5億円と、ほぼ計画通りの基金積立額が確保できる見込みとなった。 ③南八幡仮設庁舎については、計画通り、26年4月末の完成・引渡しを受け、5月初旬の連休での移転を完了し、連休明けの供用開始を達成した。 また、市川南仮設庁舎については当初の計画通り、27年1月から設置工事に着手し、27年6月初旬の完成・引渡しが見込まれている。今後は、管財課を中心に、移転日(引越)について、6月議会を踏まえて日程調整を図り、27年7月からの完全供用を予定している。
平成27年度	①新庁舎建設実施設計の策定 「市川市新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託」契約(25～27年度の3か年契約)に基づき、27年度中に新第1庁舎・新第2庁舎の実実施設計を策定する。 ②庁舎整備基金の積立 庁舎建設期間(27～31年度)の財政負担平準化のため、年度事業費(一般財源ベース9億円)の中で、計画的に庁舎整備基金の積立を行う。 <基金の積立計画> ◇25年度末残高 19億1,821万円 ◇26年度末残高 25億6,278万円 ◆27年度積立額(予算額) 5億8,367万円 ◇27年度末残高(見込) 31億4,645万円 <基金の取崩(繰入)予定> 建設工事費がピークを迎える28～31年度において、単年度の一般財源所要額を9億円程度に抑制するよう計画的に取り崩し(繰り入れ)を行う。 ③新第2庁舎の整備 27年6月ごろから環境部、清掃部などを市川南仮設庁舎に移転させ、移転完了後の27年7月から新第2庁舎建設予定地にある南分庁舎の取り壊し工事を行う。(工期27年7月～28年1月予定) 取り壊し工事に引き続き、新第2庁舎の整備工事に着手する。(工期28年2月～29年4月予定)	・年度末残高 32億円以上	①新庁舎建設実施設計の策定について 当初の計画通り、新第2庁舎の実実施設計を6月までに策定し、工事の発注(入札公告)を行った。新第1庁舎についても、27年度末までに策定した。 ②庁舎整備基金の積み立てについて 27年度当初予算でおおよそ6億円の積立金を予算化しており、27年度末の目標額32億円達成した。このほか、28年2月補正において、庁舎整備に係る将来負担(市債償還費)の軽減を図るため、市の財政状況を鑑みながら14億円の新規の基金積み立てを行い基金総額を45.5億円とし、多額の市債発行が見込まれる29年度および31年度の市債額をそれぞれ7億円削減する計画とした。 ③新第2庁舎の整備について 当初の計画通り、27年6月から7月にかけて環境部、清掃部などの市川南仮設庁舎移転を完了。27年7月から南分庁舎の取り壊し工事に着手し27年12月末完了。取り壊し工事に引き続き、新第2庁舎の整備工事に着手した。(竣工予定 29年4月28日)

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
14	使用料・手数料の見直し	財政部 財政課

改革の視点	市民本位の行政	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化		中分類	(2)	歳入の確保
	新しい公共		小分類	②	受益と負担の適正化

現状と課題
 使用料・手数料については、利用者の受益の程度に見合った額とする必要があるが、サービス提供に要する経費と利用者の負担額との間に乖離が生じている。
 この乖離を解消するには現在の使用料算出方法を改める必要があることから、算出基準の見直しを行ったうえで料金の改定を行い、負担の適正化を図る必要がある。
 また、使用料の減免について統一的視点による検証、整理を行う必要がある。

3年間の取り組み内容
 使用料を徴収している公の施設ごとに、施設の管理運営に要する経費(コスト)と利用者が負担する使用料(収入)との比較を行い、利用者の負担が適正と言える料金設定への見直しを図る。
 また、減免の取り扱いの統一的整理を進める。

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	<ol style="list-style-type: none"> ① 見直し方針の検討 ・市政戦略会議への諮問 ⇒25年5月～8月にかけて4回の審議を行い、9月に答申が出された。 ② コスト計算及び使用料・手数料額の算出作業 ⇒答申の結果を踏まえ、24年度決算(施設維持管理経費)に基づく使用料・手数料額の算出を開始(25年9月～)。 ③ 使用料・手数料条例等の改正作業 ⇒②の作業完了後に庁内合意を得て改正作業を開始予定。 ④ 減免の取り扱いに係る標準的基準の提示及び指導 ⇒現在他市の例を参考に検討中。 ※消費税引き上げに伴う、使用料等への転嫁時期の検討 ⇒一般会計、特別会計などの使用料及び手数料の料金に転嫁されている消費税相当額について、26年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、同様に消費税相当額の引き上げを行うため、12月議会に改正議案の上げを行うもの。 市民、利用者団体等へのコスト及び現在の利用者負担の状況等を公表(12月～) 【使用料(本体部分)の改正に向けた今後のスケジュール】 25.12月上旬 eモニター制度を活用した使用料に関するアンケートの実施 25.12月中旬 Webページ、広報いちかわへの情報公開 ⇒各施設の運営コストと利用者の実負担割合の状況 25.1月 公民館利用者団体への説明会の実施及びアンケート調査 26.4月～5月 パブリックコメントの実施 26.6月～7月 条例改正(案)の調整 26.8月下旬 9月議会に改正議案上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料・手数料の見直し方針の検討 	<ol style="list-style-type: none"> ① 市政戦略会議の答申を踏まえ、見直し方針の検討を進めた。 ② 平成24年度施設別コスト計算書等により使用料・手数料算定の基礎となる経費の算定を行った。(新料金(案)については、新たな算出基準が固まり次第、算出する予定。) ③ 25年12月議会で消費税率引上げに伴う改正を実施。使用料の本体部分については、26年度中の条例改正を目指すこととした。 ④ 減免については他市の基準等を収集し検討を進めた。 【周知等について】 ・eモニター:25年12月に実施済 ・広報いちかわ:26年1月18日号で使用料の現状について掲載 ・利用者説明会・アンケート調査:26年2月3,7日に実施済
平成26年度	<ol style="list-style-type: none"> ① 新たな使用料額(案)の算出(26年4～6月) ② 使用料・手数料条例等の改正作業(26年7月～9月) ③ 各施設・広報・Web等による素案の周知(26年7月～27年3月) ④ 減免の取り扱いに係る標準的基準の提示及び指導(26年4月～27年3月) ※消費税引き上げに伴う、使用料等への転嫁時期の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料・手数料条例等の改正 	<ol style="list-style-type: none"> ① 新たな使用料額(案)の算出 ② 使用料条例等の改正作業 ⇒26年9月議会に提案、可決された。 ③ 各施設・広報・Web等による素案の周知 ⇒各施設におけるポスター等による周知を実施 ⇒広報いちかわ11月15日号に掲載済み ⇒財政課Webに新旧料金表を掲載済み ④ 減免の取り扱いに係る標準的基準の提示及び指導 ⇒年度末を目途に統一基準を策定中 ※使用料等に係る消費税については、消費税及び地方消費税の税率改定に合わせて円滑かつ適正に使用料に反映させるため、26年9月議会にて関係条例の整備を行った。
平成27年度	<ol style="list-style-type: none"> ① 減免の取り扱いに係る標準的基準の提示及び指導(～27年6月) ② 各施設・広報・Web等による新料金等の周知(27年7月～9月) ③ 新料金の適用(27年10月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新料金の適用 	<ol style="list-style-type: none"> ① 減免の取り扱いに係る標準的基準の提示及び指導 ⇒統一減免基準の策定 ⇒「市川市公の施設使用料減免団体検討懇話会」の開催(27年7月末) ⇒28年度減額団体の決定 ② 各施設・広報・Web等による新料金等の周知 ⇒広報いちかわ6月20日号に掲載済み ⇒広報いちかわ8月1日号(特集)に掲載済み ⇒広報いちかわ9月19日号に掲載済み ※その他各施設及びWebで継続して掲載 ③ 新料金の適用 ⇒各施設にて新料金にて運用開始

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
15	自己負担金の見直し	財政部 財政課

改革の視点	市民本位の行政	受益者負担の適正化	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化			中分類	(2)	歳入の確保
	新しい公共			小分類	②	受益と負担の適正化

現状と課題
 市が提供する行政サービスの経費は、主に市税により賄われることになるが、特定のサービスについては、受益者負担の公平性を考慮し利用者に対して一定の負担を求めているものもある。
 例えば、市民講座受講料、スポーツ教室参加費など実費相当額を徴収しているもの、若しくはがん検診や子ども医療費のように自己負担金として医療機関の窓口で直接負担してもらうものなどがある。
 近年基礎自治体が担うサービスが拡大していくなかで、特定のサービスに要する経費も増大しており、適正な自己負担を求めていかなければ、これらの経費が市財政を圧迫する状況にある。

3年間の取り組み内容
 自己負担を新たに求める、或いは現行の自己負担金額を引き上げるべきサービスについて洗い出しを行い、「受益者負担の公平性」の観点から負担の適正化を図る。

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	① 調査様式の検討、作成 ⇒今回見直す自己負担金の概要について、課内で共通認識を図り、所管課へ意図が伝わるような調査表を作成した。その際、なるべく簡素化し、どのようなサービスがあるのかを把握することを主眼とし、分かりやすくフローチャートを添付することとした。	<ul style="list-style-type: none"> 自己負担を求めるサービス及び現行料金を引き上げるサービスを決定 	<ul style="list-style-type: none"> ②現行サービスの洗い出しについて、所管課から提出された事業に加え、平成26年度当初予算ヒアリングの際に該当事業を洗い出した。 ③男女共同参画センター講座事業、養育支援訪問事業(産後家庭)において平成26年度より負担額の見直しを行うこととした。 その一方で、洗い出し事業のほとんどが、実費額相当分を既に徴収している、近隣市との均衡を図って設定している、政策的判断によるものであることが判明した。
	② 現行サービスの洗い出し ⇒調査表の作成を所管課へ依頼した。(回答期限 10月18日)		
	③ 自己負担を求めるサービス及び現行料金を引き上げるサービスについて、基本的な考え方を整理 ⇒調査結果を考慮し、カテゴリー別や負担額、負担率といった視点から見直すべきサービスについて検討する。		
	④ 関係部署と協議(計画・目標) ⇒自己負担を求めるサービス及び現行料金を引き上げるサービスについて、関係部署と協議する。		
	⑤ 対象を決定 ⇒庁内合意を諮り、対象事業を決定する。		
平成26年度	① 自己負担を求めるサービス及び現行料金を引き上げるサービスについて、基本的な考え方を整理。	<ul style="list-style-type: none"> 新たな自己負担金の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ①特定の市民に向けて行うサービスについて、受益者負担適正化のために、負担金の見直しを行う。ただし、法律等で基準が定められているサービス、別途見直しの検討を行っているサービスは除く。 ②昨年度行った「現在徴収している負担金」の調査に引き続き、「現在徴収していないが、徴収すべき、または徴収できる可能性のある自己負担金」の全庁調査を4月に実施した。 ③27年度当初予算編成の調整過程において、負担金見直しについても協議を行い、9件の対象先を選定した。 ④9件の対象先のうち、27年度当初予算に反映させたもの1件(歳出▲120千円)、28年度当初予算反映に向けて検討を行うもの4件、引き続き負担金見直しの可否について検討するもの4件。
	② 全庁的に自己負担金に関する考え方を周知する。		
	③ 関係各課と協議、対象を決定。		
	④ 当初予算へ反映。		
平成27年度	① 新たに対象先として追加する自己負担金を決定する。	<ul style="list-style-type: none"> 新たな自己負担金の設定 	自己負担金は多岐にわたっており、画一的な基準で全ての自己負担金を見直すことは困難であり、見直しの効果も低いと判断した。 そこで、自己負担金について市としての統一した考え方をまとめた「実費徴収の適正化に関する基本方針」を策定した。 ①市で提供するサービスの選定 市が実施する必要があるか検証 ②原価算定の対象経費 直接経費が算定対象 ③受益者負担の割合 25%以上 ④実費徴収金の見直し 概ね3年毎に見直す また、当初予算要求前に基本方針を全庁に通知し、市民向け行政サービスの実施にあたっては、負担の公平性を考慮した予算要求を行うよう意識付けを行った。
	② 対象先の自己負担金について、具体的な見直し内容を関係各課と協議する。		
	③ 当初予算へ反映		

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
16	国民健康保険特別会計の経営健全化	保健部 国民健康保険課、疾病予防課

改革の視点	市民本位の行政	丁寧で柔軟な対応 保険税の据置き	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量・配置の適正化 保険税の見直し		中分類	(3)	歳出の最適化
	新しい公共			小分類	①	特別会計・公営企業会計の経営健全化

現状と課題	<p>【現状】 低所得者層や65歳から74歳までの高齢者の加入割合が多いという、構造的な問題から国民健康保険税の収納率が低迷している。一方で、医療技術の高度化などにより、医療費は増大しており、歳入と支出のバランスが悪化している。そのため一般会計からの繰入が増加するなど、国民健康保険の経営は厳しさを増している。</p> <p>【課題】 ○収納率の向上 ○国民健康保険税の見直し ○医療費増大の抑制</p>
-------	--

3年間の取り組み内容	<p>○収納率の向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度より、個別催告書の毎月発送、分納不履行者への電話催告、加入手続き時の口座振替促進などを実施。 平成26年4月より、短期保険証の交付基準を滞納3年から1年に縮減し、滞納者への対応を厳格に行っていく。 平成26年度には、滞納整理業務担当を3名増員し、8名体制として、差押等滞納処分の一層の強化を図る。 <p>○保険税のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険運営協議会においてご審議いただき、その答申を踏まえ、平成26年度中に結論を出す。 <p>○医療費増大の抑制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品差額通知や随時加入者へのジェネリック医薬品希望カード交付に加え、平成26年度よりジェネリック医薬品希望カードを全ての加入者に配布し、医療費の適正化に取り組む。
------------	--

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	<p>①医療費削減に向けた啓発活動を強化する ⇒ジェネリック医薬品差額通知を発送 3,801件(12/2)・2,919件(2/28) ⇒医療費通知を発送 57,437件(12/20)</p> <p>②効果・効率的な収納体制を確立するため、現体制の再検証を図る。 ・平成26年度において滞納整理チームの強化を図るため、正規職員5名から3名の増員予算を確保。集中的かつ効率的な体制を確立を目指す。</p> <p>③短期保険証の取り扱い基準を見直し、滞納を3年から1年に縮減し、滞納者との接触機会を増やし納税に結び付けていく。 ・厳しい財政状況の中で、あるべき国民健康保険の運営を再検証するため、1月より国民健康保険運営協議会に審議していただき平成26年度上半期までに結論を出すこととした。</p> <p>④収納対策の実施 ・財産調査の徹底 ・滞納処分により換価額が、5,723万円と平成24年度決算額を2月末現在で775万円上回ることができた。 ・12月よりコールセンターを設置し、分納不履行者600人への電話催告の実施。 ・短期被保険者証発行対象予定5,168世帯に呼び出し状発送(1/14) ・2月より随時加入書等への口座振替普及啓発チラシの配布</p> <p>⑤社会保障と税の一体改革、景気動向、および運営主体の広域化などの改正動向等を見極め、保険税の体系を検討する。</p>	<p>◆収納率 【現年課税分】 86.8% 【滞納繰越分】 15.1%</p>	<p>国民健康保険の厳しい財政状況の中、医療費の適正化、収納率向上に向けた取り組みを行ってきたが、現年度収納率において、目標86.8%を達成することは困難な状況であり、最終的に85%台になる見通しである。</p> <p>しかし、平成26年度に向け、滞納整理チームの体制強化、短期被保険者証の交付基準を見直し現年分、滞納分の収納強化を図っている。また、国民健康保険の厳しい実情を踏まえ、あるべき姿について、国民健康保険運営協議会での審議開始など、経営健全化に向けた基礎固めはできた。</p>
平成26年度	<p>①効率的かつ効果的な収納体制を整備したうえで、滞納の縮減に向けた取り組みを強化し、収納率の向上を図る。 ・滞納整理業務担当を3名増員 ・滞納整理アドバイザーの導入 ・短期保険証の交付基準を滞納3年から1年に縮減</p> <p>②社会保障と税の一体改革、景気動向、および運営主体の広域化などの改正動向等を見極め、保険税の体系を検討する。</p> <p>③医療費適正化に向けた取り組みを実施していく。 ・ジェネリック医薬品希望カードを全ての加入者に配布</p>	<p>◆収納率 【現年課税分】 86.4% 【滞納繰越分】 15.4%</p> <p>◆ジェネリック医薬品利用率 数量ベース 30.0% (旧指標)</p>	<p>①滞納整理業務担当職員を5名から8名に増員し、徴収体制を強化。 ・滞納整理アドバイザーによる指導を受け、実際のケースごとに具体的な指導を受けている。⇒実施状況：毎月1回(10時～16時)</p> <p>②短期被保険者証の交付基準を滞納3年から1年に短縮して対象世帯数を増やし、滞納者と早期に折衝する機会を確保し、現年課税分の滞納を縮減している。 ⇒ H26.3 4,609世帯 → H27.3 5,303世帯</p> <p>③加入手続き時に口座振替登録を案内し、口座振替を推進している。 ⇒窓口での新規口座振替登録件数 H26.3 197件 → H27.3 457件</p> <p>④9月議会において条例改正を行い、H27より保険税率等を以下のとおり改定。 (支援分) 所得割 1.40% → 1.45% 均等割 6,000円 → 6,800円 (介護分) 所得割 1.00% → 1.50% 均等割 7,200円 → 10,800円</p> <p>⑤7月に全ての国民健康保険加入者にジェネリック希望カードを配布した結果、旧指標による利用率は、4月(32.2%)から7月(33.4%)までが1.2ポイント増であった対し、7月から1月(35.3%)までが1.9ポイント増となった。(1月分までが、3月末時点での最新数値)また、新指標に基づく利用率は、1月調剤分で52.7%となった。</p> <p>○旧指標：全医療用医薬品を分母としたジェネリック医薬品の数量シェア ○新指標：ジェネリック医薬品に代替できる先発医薬とジェネリック医薬品の和を分母としたジェネリック医薬品の数量シェア</p>
平成27年度	<p>①効率的かつ効果的な収納体制を整備したうえで、滞納の縮減に向けた取り組みを強化し、収納率の向上を図る。 ・滞納事案ごとの担当者が個別の事案を精査し、状況に応じた処分をしていく。その際に、徴収部門の専門的な知識を持った滞納整理アドバイザーを有効活用していく。</p> <p>②滞納者に対して、電話若しくは文書による個別催告を実施して、滞納の累積を防ぎ、早期解消を図る。なお、実施においては、「個別催告強化月間」を設定し、期間中に集中して取り組むこととする。</p> <p>③平成26年12月に規則を改正し、口座振替の原則化を実施したことから、今後も口座振替率の向上を図っていく。</p> <p>④医療費適正化に向けた取り組みを実施していく。昨年度、保険証の更新に合わせ全戸にジェネリック希望カードの配布及びジェネリック差額通知の送付を実施し、利用率の向上を図った。今年度も引き続き、差額通知の送付、並びに新たに国民健康保険に加入する被保険者にジェネリック希望カードを配布し、利用率の向上に努める。</p>	<p>◆取組結果の検証 ◆収納率 【現年課税分】 87.7% 【滞納繰越分】 17.8%</p> <p>◆ジェネリック医薬品利用率 数量ベース 60.0% (新指標)</p>	<p>①収納体制の拡充、困難案件に対する滞納整理アドバイザーによる助言・指導などにより未収繰越額の縮減及び収納率の向上を図った。現年度分については、口座振替による納付推進、電話催告等の強化により、収納率の向上がはかられ、目標収納率をほぼ達成した。 未収繰越額 26年度(決算) 6,898,422千円、 27年度(決算見込み) 6,072,240千円、差引縮減額 826,182千円</p> <p>②収納率 現年分26年度87.0%、27年度87.6%、対前年度0.6ポイント増 滞納分26年度17.0%、27年度22.1%、対前年度5.1ポイント増</p> <p>③30年度からの国保運営の広域化に向けた、国の動向を注視するとともに、県及び他の保険者と意見交換を行ったが、具体的な試算を行うまでの情報が提供されなかったことから引き続き検討する。</p> <p>④今年度は、これまでの啓発に加え、市内及び近隣の入院病棟を有する病院に、ジェネリック医薬品使用の依頼を行い、目標利用率をほぼ達成した。 26年度50.4%、27年度59.6%、対前年度9.2ポイント増。</p>

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
17	下水道事業特別会計の経営健全化	水と緑の部 河川・下水道管理課、河川・下水道整備課

改革の視点	市民本位の行政	下水道使用料収納率向上による負担の公平化と自主財源の確保	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(3)	歳出の適正化
	新しい公共	県上水道との使用料徴収一元化による経営効率化		小分類	①	特別会計・公営企業会計の経営健全化

現状と課題

今後、外郭環状道路や都市計画道路3・4・18号の整備に伴い、下水道の面的整備が本格化し、多額の事業費が見込まれるため、コスト削減に取り組むとともに、中・長期計画を策定し整備を行っていく必要がある。一方、下水道事業の財源となる下水道使用料の収納率は、ここ数年、現年度分で約97%、滞納繰越分で約14%で推移しており、未収額が年々増加していることから、収納率向上のため、口座振替の更なる推進、休日訪問の実施、滞納処分の執行を行い、また、徴収事務受託者と連携した徴収体制を構築していく必要がある。
 【平成24年度】 口座率:67.00% 現年分収納率:97.43% 滞納繰越分収納率:12.22%

3年間の取り組み内容

- ・現年度分で約97.7%以上、滞納繰越分で15%以上の下水道使用料収納率とする。
- ・徴収事務受託業者と連携した徴収体制を構築する。

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針として収入未済額の圧縮、収納率の向上を図り、各年度の目標に設定された収納率を実現する。 ①口座振替の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・使用開始時のPR。通常の下水道使用料納入通知書に口座振替依頼書を同封して送付。徴収委託業者による訪問徴収の際にPR。市内2箇所の徴収事務受託者窓口納付の際にPR(追加)。 ②県水道局と11市による上下水道徴収一元化へ向けた協議継続 ・受託業務等の細目検討、システムの仕様書案の検討、覚書に対する各市意見の検討。 ③滞納整理の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・徴収受託業者と休日合同徴収を行う。財産調査を行い、財産発見次第、滞納処分を執行する。 ④収納率向上の取り組み(追加) <ul style="list-style-type: none"> ・徴収事務受託者との例会会議開催し、収納状況の把握(地区毎、担当毎に分析)、対応策の検討およびその実行。 ⑤督促状、催告書の記載文変更に向けた徴収事務受託者との調整 ・特に督促状は、滞納処分を強調したレイアウトに変更する。(平成26年度当初に向け調整中) 	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替率 68% ・収納率 97.5% 【現年課税分】 【滞納繰越分】 15.0% 	<p>【H26.3月末現在】現年97.4% 滞納繰越11.9% 口座率67.2%</p> <ul style="list-style-type: none"> ①口座振替の推進・・・過度なPRはクレームにつながったとの報告あり。引き続き推進しながら、別のPR方法も検討していく。 ②県水道局と11市による上下水道徴収一元化・・・費用負担の考え方や市に残る業務等に合意ができず、市川市を含め7市が先行して一元化するグループから一旦脱退した。今後は動向を見守り、メリット・デメリットの検証を行いながら、再度一元化協議に参加することも検討。 ③滞納整理の強化・・・一元化協議会等の開催が多数有り、思うように滞納整理が実施できなかった。今後は、改めて徴収事務受託者と休日合同徴収や市職員による財産調査・滞納処分の執行を行い、収納率向上を目指す。 ④収納率向上の取り組み・・・徴収事務受託者との会議を実施。滞納者の分布図を受託者より提出してもらい、効率的な徴収方法を検討中。 ⑤督促状、催告書の記載文変更・・・2月送付分から実施。
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ①口座振替の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等の配布箇所の再確認。使用開始時のPR。通常の下水道使用料納入通知書に口座振替依頼書を同封。徴収事務受託者による訪問徴収でのPR。供用開始地域への配布。新たなPR方法や納付チャネルなどを検討する。 ②徴収事務受託者と連携した徴収体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・毎月徴収事務受託者と収納対策会議を開催する。(収納状況等の報告、未納状況は地区毎・担当毎に把握・分析し、善後策を講じるなど)。 ・ボーナス月を中心に休日合同訪問徴収を実施する。 ③滞納整理の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・現年度分は徴収事務受託者中心に徴収事務を進め、滞納繰越分は市職員(滞納処分吏員)が中心に滞納整理を進める。 ・高額滞納事案(滞納額50万円超)については、滞納処分の執行が可能か否かを判断し、滞納整理を進める。 ・滞納額10万円以上の滞納整理に着手する。呼出状、差押予告通知書を送付。指定期日までに応じない場合は、法令に基づき滞納処分を執行し、債権の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替率 70% ・収納率 97.6% 【現年課税分】 【滞納繰越分】 15.1% 	<ul style="list-style-type: none"> ①口座振替率67.3%。(前年の67.2%より0.1ポイント上昇。) 初回の納入通知書には必ず口座振替依頼書を同封し、申し込みが無い場合、再度依頼書を同封。また、使用開始時に配布している下水道使用料開始届等のパンフレットを入れる透明のビニール袋に「下水道使用料のお支払には、便利な口座振替をご利用ください。」と青字で強調した文字を入れ配布開始。 ②徴収事務受託者側のデータ分析が可能なシステム変更に時間を要していたため、営業所、地区、担当者別等に交渉経過、徴収状況の把握・分析を行い、中期的かつ効率的な徴収の対策検討を行なえなかった。 ③財産の差押を前提とした61名について優位な折衝を進め、滞納繰越分5,894,975円の収納に結びついた。なお、13件(不動産1件、給与5件、預金7件)の差押を行った。
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ①口座振替の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等の配布箇所の再確認。使用開始時のPR。通常の下水道使用料納入通知書に口座振替依頼書を同封。徴収事務受託者による訪問徴収でのPR。供用開始地域への配布。新たなPR方法や納付チャネルなどを検討する。 ②徴収事務受託者と連携した徴収体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・毎月徴収事務受託者と収納対策会議を開催する。(収納状況等の報告、未納状況は地区毎・担当毎に把握・分析し、善後策を講じるなど)。 ・ボーナス月を中心に休日合同訪問徴収を実施する。 ③滞納整理の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・現年度分は徴収事務受託者中心に徴収事務を進め、滞納繰越分は市職員(滞納処分吏員)が中心に滞納整理を進める。・高額滞納事案(滞納額50万円超)については、滞納処分の執行が可能か否かを判断し、滞納整理を進める。 ・滞納額10万円以上の滞納整理に着手する。呼出状、差押予告通知書を送付。指定期日までに応じない場合は、法令に基づき滞納処分を執行し、債権の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替率 72% ・収納率 97.7% 【現年課税分】 【滞納繰越分】 15.2% 	<p>【H28.5月末収納見込み】現年97.8% 滞納繰越14.0% 口座振替率67.3%</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当初使用開始届等の投函時、初回請求時及び年1回口座振替の依頼書を送付し、口座振替を推奨。また、使用者宅への巡回訪問時や納付書の再発行依頼等の連絡があった時に、口座振替でない使用者に対し、同様に振替を推奨した。 ②徴収事務受託者がデータ分析等が可能なシステムを導入し、初期未納者を中心に巡回を強化した。また、休日合同訪問徴収を実施。80件に対し、171,817円の収納有り(後日収納分含む)。 ③差押予告書等を送付し、財産の差押を前提として19名について折衝を進めた。昨年からの引き続いての件を合わせ、滞納繰越分3,176,688円の収納に結びついた。なお、5件(預金4件、給与1件)の差押を行った。

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
18	地方卸売市場事業特別会計の経営健全化	経営改革室 経営改革課、経済部 農政課

改革の視点	市民本位の行政	食品流通の円滑化	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(3)	歳出の適正化
	新しい公共	民営化の推進		小分類	①	特別会計・公営企業会計の経営健全化

現状と課題
 地方卸売市場については、施設の老朽化、市場周辺環境の変化等を踏まえ、市場の将来的なあり方・方向性について検討を行い、場内事業者と民営化に向け協議を進めている。
 市場関係者による「市川市地方卸売市場民営化検討会」では現地(鬼高)での民営化を目指すこととなっている。施設整備等に関する費用負担、土地・建物等の貸し付け条件、民営化受入れ会社の収支計画などについて市場関係者と詳細な協議を進めていく必要がある。

3年間の取り組み内容
 ○民営化に向けた手続
 市川市としての民設民営のあり方をまとめるとともに、民営化のための受け皿となる管理運営会社を設立する。
 ○施設整備に関する事項
 施設改修計画の策定、耐震補強のための耐震診断及び実施設計などを行う。

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	○民営化に関すること ①市場民営化検討会を設置し、場内事業者と民営化時の管理運営体制について協議。現在、検討会では、民営化後の市場のしくみや管理運営会社等についての理解を得ることから始めており、管理運営体制についての協議が完了するまでには時間を要する。 ○施設整備に関すること ②市場の施設整備のために、耐震診断・雨水貯留槽基本設計を実施。 耐震診断:耐震診断が終了し、補強計画案等策定中。2月末、耐震診断業務完了予定 雨水貯留槽基本設計:現在、基本構造の検討を終え、基本設計図等を策定中。1月末、基本設計業務完了予定	・市場の民営化に向けた管理運営体制の検討 ・施設整備に向けた検討	①民営化検討会を全6回開催し、民営化に向け管理運営体制について協議を進めたが、市と事業者、また事業者間での意見の調整が難航し結論には至らなかった。 ②耐震診断結果から補強方針を決定し、補強案を作成した。また、雨水貯留槽については当初予定していたHランプ上部への設置を断念し、市場出入口部地下に設置することが最適との結論に達した。 「見直し」について、市場の民営化については、次年度以降経営改革室と連携をとりながら、順次進めていく。
平成26年度	①民設民営市場のあり方をまとめる。 ②民営化の諸課題を踏まえ、関係者等と次の事項について検討する。 ・管理運営会社の形態(出資比率等) ・管理運営会社への継承条件等 ・市場施設整備に関する事項(営業しながらの改修計画等の検討) ③管理運営会社等について行政経営会議に報告する。 ④管理運営会社等について市場運営審議会に報告し意見を伺う。	・管理運営会社の決定 ・管理運営会社との契約内容、継承条件案の策定 ・施設整備に関する検討	○民営化に向けた手続 「市川市地方卸売市場民営化準備会」において6回の会議を行ない、各団体の意向を聴取した。 ・民営化については概ね賛成 ・準備会としては現地(鬼高)での民営化を進めていく。 また、鬼高再整備における市の方針を説明した。 ・土地:有償での貸付 ・建物:残存価値での譲渡または残存価値に応じて貸付 ・工物、備品:残存価値がないことから無償での譲渡 ・大屋根については耐震補強を実施 ・不要な施設や設備の除却については個別協議 ・緑地、雨水貯留槽については手法を検討 現在、施設整備における課題と要望、民営化受入れ会社の収支案について検討している。 準備会からは土地貸付料の内容提示が求められている。 ○施設整備に関する事項 耐震補強設計業務委託が終了し、平成27年度には「青果卸売場耐震補強工事(H26.12補正分)の着工に入る。(契約額58,320,000円、H27.9未完了予定) 引き続き民営化準備会において施設再整備案の検討を進めていく。
平成27年度	①土地・建物・設備について譲渡、貸付条件等を整理 行政経営会議での庁内合意形成 ②民営化受入れ会社の体制・収支等を検討 ③施設の整備内容及び整備スケジュール案の検討 ④耐震改修工事の実施 ⑤施設整備案について行政経営会議への報告 ⑥市場運営審議会へ報告・意見聴取 ⑦貸付条件等の決定 民営化受入れ会社の決定 施設整備計画の策定	・民営化受入れ会社の決定 ・施設の改修計画及び耐震計画の策定 ・施設整備計画の策定	・民営化受入れ団体について、組織形態を株式会社と協同組合で比較検討した結果、協同組合で進めていくことで合意した。今後事業範囲や組織体制等について事業者を中心に検討を進める。 ・施設整備計画についてはその内容、時期について引続き協議を進める。 花きの整備場所については入口付近に整備することで概ね合意した。 ・土地・建物貸付料については概ね受け入れられた。今後貸し付け条件など詳細について協議を進めていく。

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
19	介護老人保健施設特別会計の経営健全化	保健部 保健医療課、介護老人保健施設ゆうゆう

改革の視点	市民本位の行政	ニーズに的確に応える市民サービスの提供の実現	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(3)	歳出の適正化
	新しい公共	民営化を含め最適な経営主体及び管理運営方法を検討		小分類	①	特別会計・公営企業会計の経営健全化

現状と課題
 現在市内には「ゆうゆう」以外に7つの施設があるが、「ゆうゆう」は市営であるため、他施設で敬遠される医療依存度の高い入所者を受け入れており、それに対応する人員を確保するためには入所者制限を行わざるを得ない。また、低所得者の利用が全体の80%以上と多く、これらのことが使用料の減を招いている。
 さらに、短期入所者を多く受け入れることにより空ベッド数が増えて利用率が低下することや、収入未済の増なども歳入減の要因となっている。今後は、人件費の高騰なども見込まれることから、抜本的な経営改善や経営手法の見直しが必要になっている。

3年間の取り組み内容
 大幅な経営改善を行うか、新たな運営形態の変更への移行準備を行う。具体的には、経営コンサルタントで経営診断を行い、今後の経営についての判断を行う。経営改善を行うにあたり、必要に応じ部内や関係各部、課と調整や連携をとりながら迅速に対応してゆく。特に、運営形態の変更の指摘を受けた場合は、移行手続きを迅速に行うための準備を平行して行う。

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	①(運営方法の検討) ○専門の経営コンサルタントへの発注手続き ○委託業務の履行と結果報告 ○改善策、実施方法の検討 ②(経営の効率化) ◎業務内容見直しの検討 ○市外利用希望者の申し込み件数調査 ○使用料未納者の状況把握と対処方法 ○条例改正の有無の検討 ○施設利用条件等の見直し ◎見直した業務の実施	・運営方法の検討と経営の効率化	①(運営方法の検討) ○専門のコンサルタントによる財務的視点からの経営診断の結果、当施設については、「民営化」若しくは「指定管理者制度」による運営が望ましいとの結論付けがされた。次年度以降、新たな運営形態の移行に向けての方向性を示した。 ②(経営の効率化) ○市外利用希望者の申し込みについては、問合せ件数自体も少なく実際の利用に結びついたものも1件しかなかった。 ○使用料未納者対策については、積極的に対処した結果、収納率16.8% 2,948,753円を収納することができた。 ○条例の改正については、市外利用者の増が見込めないため今回は見送る。 ○施設利用約款の見直しを実施中。
平成26年度	①(運営形態の検討) ○望ましい運営形態のあり方について、25年度において専門のコンサルタントより示された財務的視点からの報告をもとに、政策的視点からの検討も加えるべく、外部有識者で構成する「市川市リハビリテーション病院等運営懇話会」(以下、「懇話会」という。)において検討する。 ○懇話会での検討結果をもとに運営形態について庁内の意思決定を行う。 ○決定内容を公表するとともに、実現に向けての具体的なスケジュールを作成する。 ○スケジュールに基づき、予算措置、条例改正等必要な手続きを順次進める。 ②(経営の効率化) ○市外及び通所リハ利用者増の対策の検討と実施 ○使用料未納者の状況把握と収納管理	・検討結果の公表 ・運営形態の決定及び移行スケジュールの作成	①(運営形態の検討) ○職員組合と職員の処遇等について協議を実施 ・交渉回数 6回 ・合意事項 近日程に合意書を取り交す予定 ・合意未事項 27年度へ継続協議 ○医業経営コンサルタントと業務支援委託契約締結 ・施設の貸付可能範囲を明確化 ・27年度公募に向けた公募要領の作成に着手 ②(経営の効率化) ○市外及び通所リハ利用者増の対策の検討と実施 ・市外の病院に施設紹介を実施 (月4～5件が利用に繋がった) ・通所リハについては、市内事業者や家族に施設のPR活動を実施 (半年で新規2名の利用であった) ○使用料未納者の状況把握と収納管理 ・収納確認を行い未納者に対しては、迅速に対応 ・未納者に対し、自宅訪問、文書・電話で納付催告を実施 ・収納率 現年 98.8% / 過年 7.4% (2月20日現在)
平成27年度	①(運営形態移行の推進) ○昨年度、行政経営会議において決定された、平成28年4月1日からの民営化に向け、医業経営コンサルタントの支援を受け移行に向けた事務手続を円滑に進める。 ・平成27年4月下旬～ 公募開始 (公募期間1ヶ月程度) ・5月 議員説明 (臨時議会会期中) ・5月下旬～6月 選考委員会による後継法人の選考 ・7月中旬 行政経営会議による選考結果の承認(後継法人決定) ・8月 議員報告 ・9月上旬 協定書締結(12月議会議決により発効を条件) ・10月～ 後継法人による採用希望者の面接等 ・11月 条例改正の決定(庁議) ・12月 12月議会議案提出(設管条例改正、建物無償貸付、土地減額貸付等) ・平成28年1月～3月 引継期間(但し、後継法人と要調整) ・4月～ 民営化 ②(経営の効率化) ○施設利用者を増やすための対策の検討と実施 ○一部負担金等の未納者に対する催告と収納管理	・移行スケジュールに基づく移行準備	①(運営形態移行の推進) ・ほぼ左記スケジュール通りに手続きを進め、28年度からの民営化を迎えることができた。 ②(経営の効率化) ○施設利用者増対策の検討及び実施 ・後継法人決定後も病院・介護事業者等に情報提供を行い、施設利用者獲得を図ったが増には至らなかった。 ○使用料未納者の状況把握と収納管理 ・分割納付者の月々の収納状況確認を行い未納者に対して、迅速に対応した。 ・現年分の未納者に対して、督促及び自宅訪問、電話催告等を行い納付催告を行った。 ・収納率 現年 99.4% 過年 14.6%

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
20	介護保険特別会計の経営健全化	福祉部 介護福祉課

改革の視点	市民本位の行政	丁寧で柔軟な対応	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(3)	歳出の適正化
	新しい公共			小分類	①	特別会計・公営企業会計の経営健全化

現状と課題	<p>高齢化等による介護受給者の増加により、保険給付費が増大している現状となっているため、保険料収納の安定的な確保をしなければならない。 介護保険料の収納にあたっては、徴収体制の強化を図り、収納率の向上に取り組む必要がある。 ≪平成23年度～保険料収納率≫ 【現年賦課分】 97.9% 【滞納繰越分】 10.4%</p>
-------	---

3年間の取り組み内容	<p>これまでの収納対策を継続し、更なる収納率の向上に取り組む。 ≪平成27年度末までの目標値～保険料収納率≫ 【現年賦課分】 98.1%以上 【滞納繰越分】 10.6%以上</p>
------------	---

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	<p>◎収納対策強化 ①催告書送付 ・1回目 平成25年4月 ・2回目 8月 ・3回目 11月 ②訪問徴収(指導) ・1回目 平成25年5月 ・2回目 12月 ・3回目 平成26年3月 例年実施している徴収業務の課内協力体制を継続し、介護保険課課徴収担当を中心に、滞納者に対して訪問徴収(指導)を行う。 これは被保険者に対する徴収強化を行うだけでなく、訪問指導を通して被保険者の介護保険制度への理解、意識向上に繋がっていくと考えられる。 今後も滞納者に対しての訪問徴収(指導)を継続して実施し、収納率の向上及び介護制度に対する理解を推進していく。</p>	<p>・徴収業務の協力体制を継続し、訪問徴収(指導)を行う ・収納率 【現年賦課分】 97.9% 【滞納繰越分】 10.4%</p>	<p>平成25年度の目標である「徴収業務の協力体制を継続し、訪問徴収(指導)を行なう」ことは、現在まで着実に実行してきた。3月の訪問徴収は、福祉部内各課協力のもと実施することができた。 「収納率」については平成26年3月末時点で現年賦課分が97.7%(前年度同月比0.2%増)で目標達成可能であり、また滞納繰越分は12.0%で目標達成済みである。 今後も収納対策を継続して実施することで、収納率向上及び介護保険制度に対する理解を推進してまいりたい。</p>
平成26年度	<p>◎収納対策強化(平成26年度) ①催告書送付 ・1回目 4月 ・ 2回目 7月 ・ 3回目 11月 ②訪問徴収(指導) ・1回目 5月 ・ 2回目 12月 ③電話催告 ・1回目 10月 例年実施している徴収業務の課内協力体制を継続し、介護保険課課徴収担当を中心に、滞納者に対して訪問徴収(指導)を行う。これは被保険者に対する徴収強化を行うだけでなく、訪問指導を通して被保険者の介護保険制度への理解、意識向上に繋がっていくと考えられる。 また、本年度は第6期介護保険事業計画における介護保険料の設定作業を行なうため、訪問徴収を2回の実施とし、電話催告を1回行うこととする。今後も滞納者に対しての訪問徴収(指導)を継続して実施し、収納率の向上及び介護制度に対する理解を推進していく。</p>	<p>・取り組み方針に基づき改善策を実施 ・収納率 【現年賦課分】 98.0% 【滞納繰越分】 10.5%</p>	<p>◎収納対策強化(平成26年度) ①催告書送付(実績) ・1回目 平成26年 4月24日 3,410件発送 ・2回目 7月31日 2,967件発送 ・3回目 11月 6日 3,153件発送 ②訪問徴収(指導実績) ・1回目 平成26年 5月22日～6月12日 (内9日間) 282件 ・2回目 平成26年12月 4日～平成27年 1月29日 (内8日間) 208件 ③電話催告(実績) ・1回目 平成27年 3月19日 (内1日間) 23件</p>
平成27年度	<p>◎収納対策強化(平成27年度) ①催告書送付 ・1回目 4月 ・ 2回目 7月 ・ 3回目 11月 ②訪問徴収(指導) ・1回目 5月 ・ 2回目 12月 ・ 3回目 3月 ③収納対策の取り組みの評価 ④取り組みの検証、人員等の見直し ・平成26年度に高齢者の納付環境整備を行い、催告書を一目でわかる未納明細と納期ごとに納付できるコンビニ対応の納付書に変更し、本年も継続していく。 ・また、例年実施している徴収業務の課内協力体制を継続し、介護福祉課課徴収グループを中心に、滞納者に対し訪問徴収(指導)を行う。 ・これは被保険者に対する徴収強化を行うだけでなく、訪問指導を通して被保険者の介護保険制度への理解、意識向上に繋がっていくと考えられる。 ・本年はこれまでの取り組み結果を検証し、平成28年度当初予算に反映させる</p>	<p>・取り組み結果を検証し、平成28年度当初予算に反映させる ・収納率 【現年賦課分】 98.1% 【滞納繰越分】 10.6%</p>	<p>◎収納対策強化(平成27年度) ①催告書送付(実績) ・1回目 平成27年 4月22日 3,367件発送 ・2回目 7月31日 2,830件発送 ・3回目 11月 5日 3,083件発送 ②訪問徴収(指導実績) ・1回目 平成26年5月21日～6月11日(内9日間) 267件 ・2回目 平成27年12月9日～平成28年1月28日(内8日間) 333件 ・3回目 平成28年3月16～17日(2日間) 81件 ③④収納対策の評価や見直し 平成26年度より催告書の様式変更し、納付環境整備を行なった。また、第6期介護保険事業計画による介護保険料改定事務の中、継続して収納対策強化に取り組み、課内また部内協力することで目標を達成することができた。 ●収納率 【現年賦課分】98.1%(見込)、【滞納繰越分】12.2% 平成28年度も引き続き収納対策強化を実施し、新たに「口座動奨」を行う。</p>

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
21	後期高齢者医療特別会計の経営健全化	保健部 国民健康保険課

改革の視点	市民本位の行政	丁寧で柔軟な対応	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量・配置の適正化		中分類	(3)	歳出の最適化
	新しい公共			小分類	①	特別会計・公営企業会計の経営健全化

現状と課題	高齢者の増加に伴い、後期高齢者医療に係る負担金が増大することが見込まれる。公平性の観点からも、収入未済額の減少に向けてより効率的な収納体制を確立し、収納率の向上を図る方策を検討する必要がある。
-------	--

3年間の取り組み内容	収納対策を強化し、収納率の向上及び収納未済額の減少に取り組む。
------------	---------------------------------

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	① 効果・効率的な収納体制を確立するため、24年度の体制について再検証を図る。 ② 再検証を基に収納対策の強化・実施を図る ・口座振替の推進 ・滞納者来庁要請通知の送付 ・職員全員による電話催告の実施 ・納税相談員による実務研修 ・滞納処分に関する職員研修を実施 ・催告書の送付 ・特別催告書の送付 (財産調査・差押予告を文面明記) ・分納不履行通知書の送付	収納率 98.1% (現年分及び滞納繰分の合計)	24年度までの収納体制について再検証を行い、これまでは、主に臨戸指導による収納体制をとっていたが、25年度は累積滞納者が多いことから、納付の公平性を考え、より厳しい収納体制により財産調査、差押予告が明記された特別催告書等の送付、また職員全員による電話による納付勧奨、口座振替の推進等により、収納率は98.32%となり、目標を達成した。
	① 収入未済額の減少に向けた収納体制を整備するために、25年度の体制について再検証を図る。 ② 再検証を基に収納対策の強化・実施を図る。 ・口座振替推進(新規:75歳年齢到達者へ口座振替の早期案内) ・滞納者来庁要請通知の発送 ・口座振替不能者に通知書の発送(26年度新規) ・職員全員による電話催告の実施 ・滞納整理アドバイザーによる実務研修 ・催告書の発送 ・特別催告書の発送 ・分納不履行通知書の発送	収納率 98.4% (現年分及び滞納繰分の合計)	25年度までの収納体制について再検証を行い、新たな口座振替推進策として75歳年齢到達者に送付する保険証及び保険料決定通知書に新たに口座振替申込書を同封した。また、口座振替不能者に納付勧奨の通知を送付した。滞納繰越分については、催告書や分納不履行通知書を送付したほか、電話催告を行った結果、収納率は98.46%となり、目標を達成した。
平成26年度	① 収入未済額の減少に向けた収納体制を整備するために、26年度の体制について再検証を図る。 ② 再検証を基に収納対策の強化・実施を図る。 ・口座振替の推進(新規:特別徴収から普通徴収に変わる方へ口座振替申込書を発送) ・滞納者来庁要請通知の発送 ・口座振替不能者に通知書の発送 ・職員全員による電話催告の実施 ・電話による納付指導 ・分納不履行者へ通知書の発送	収納率 98.5% (現年分及び滞納繰分の合計)	26年度までの収納体制について再検証を行い、一定の効果がみられることが確認できたため、27年度はこれまでの取組みを継続していくことにした。新たな取組みとして、特別徴収から普通徴収に変わる方に対し、口座振替の勧奨を行った。収納率は98.46%を見込んでおり、ほぼ目標を達成した。
	① 収入未済額の減少に向けた収納体制を整備するために、27年度の体制について再検証を図る。 ② 再検証を基に収納対策の強化・実施を図る。 ・口座振替の推進(新規:特別徴収から普通徴収に変わる方へ口座振替申込書を発送) ・滞納者来庁要請通知の発送 ・口座振替不能者に通知書の発送 ・職員全員による電話催告の実施 ・電話による納付指導 ・分納不履行者へ通知書の発送	収納率 98.5% (現年分及び滞納繰分の合計)	27年度までの収納体制について再検証を行い、一定の効果がみられることが確認できたため、28年度はこれまでの取組みを継続していくことにした。新たな取組みとして、特別徴収から普通徴収に変わる方に対し、口座振替の勧奨を行った。収納率は98.46%を見込んでおり、ほぼ目標を達成した。
平成27年度	① 収入未済額の減少に向けた収納体制を整備するために、28年度の体制について再検証を図る。 ② 再検証を基に収納対策の強化・実施を図る。 ・口座振替の推進(新規:特別徴収から普通徴収に変わる方へ口座振替申込書を発送) ・滞納者来庁要請通知の発送 ・口座振替不能者に通知書の発送 ・職員全員による電話催告の実施 ・電話による納付指導 ・分納不履行者へ通知書の発送	収納率 98.5% (現年分及び滞納繰分の合計)	28年度までの収納体制について再検証を行い、一定の効果がみられることが確認できたため、29年度はこれまでの取組みを継続していくことにした。新たな取組みとして、特別徴収から普通徴収に変わる方に対し、口座振替の勧奨を行った。収納率は98.46%を見込んでおり、ほぼ目標を達成した。

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
22	病院事業会計の経営健全化	保健部 保健医療課、リハビリテーション病院

改革の視点	市民本位の行政	ニーズに的確に応える市民サービスの提供の実現	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(3)	歳出の適正化
	新しい公共	最適な経営主体及び管理運営方法を検討		小分類	①	特別会計・公営企業会計の経営健全化

現状と課題
 公立病院の経営悪化については、全国的にも問題となっており、総務省より示された「公立病院改革ガイドライン」に基づき、本院においても平成21年度に「リハビリテーション病院改革プラン」(以下「改革プラン」という)を策定し、経営改善に取り組んでいる。
 しかし、人件費の恒常的な増加による経営圧迫が懸念されるため、経営形態の見直しを含めた経営改善を行っていく必要がある。

3年間の取り組み内容
 平成22年3月に策定した「改革プラン」に基づき、引き続き経営改善に取り組むとともに、大学教授や公認会計士など外部有識者の意見を取り入れながら運営形態の見直しを検討し、平成25年度末に方向性を提示したうえで、具体的な運営形態の手法を検討した。また併せて、平成25年度に医療・福祉施設を専門とする経営コンサルタントに委託し、財務分析、将来性等を分析し、望ましい運営形態の方向性について提案を受ける。以上を踏まえ、市政戦略会議への諮問を行った上で運営形態の決定を行い、決定した運営形態への移行準備を進めていた。しかし、医師不足に伴い、病院の診療体制等を縮小せざるを得なくなったことなどから、運営形態の変更は当面延期となった。

		取り組み内容	目標	結果		
平成25年度	①	①(運営方法の検討) ○専門の経営コンサルタントの導入 経営分析、人口・需要予測などの将来推計に加え、望ましい運営形態についての提案を専門コンサルタントに委託する ・コンサルタントからの提案 ②(経営の効率化) ○改革プランの点検・評価 「改革プラン」に基づき、経常収支比率や病床利用率などの数値目標を達成するための経営効率化を行う ・病床利用率95% ・医業収益の向上 ・外来患者数の増など ③(再編・ネットワーク化) ○他病院との統合など、再編・ネットワーク化の模索 ④(経営形態の見直し) ○①による専門コンサルタントからの提案を受け、点検・評価懇話会での検討を踏まえ、方向性を決定する。	・運営方法の検討と経営の効率化	①(運営方法の検討) ○専門のコンサルタントによる財務的視点からの経営診断の結果、当施設については、「地方公営企業法全部適用」・「指定管理者制度」若しくは「民営化」のいずれかによる運営が望ましいとの結論付けがされた。 次年度以降、新たな運営形態の移行に向けての方向性を示した。 ②(経営の効率化) ○「改革プラン」に基づき、経営の効率化を図ってきたが、一部目標値を達成することができなかった。 ③(再編・ネットワーク化) ○空床情報の提供及び地域連携バスの運用をとおして民間医療機関等を含む地域医療機関との連携を図った。 ④(経営形態の見直し) ○左記の報告に基づき点検・評価懇話会において検討した結果、リハビリ医療が政策医療であり、安定かつ継続的な医療の提供を可能とするためには「地方公営企業法全部適用」による運営が望ましいと結論付けがされた。		
	②				・検討結果の公表 ・運営形態の決定及び移行スケジュールの作成	①(運営形態の検討) ○医療経営コンサルタントと全部適用移行支援の業務委託契約を締結。 ②(経営の効率化) ○病床利用率の低下が課題であったが、上半期が平均83.8%であったものが、10月より365日リハビリ訓練の提供を開始するとともに、患者紹介元急性期医療機関に直接出向きPRを行うなどした結果、2月には93.8%、3月は、89.8%と改善したところである。 ③(再編・ネットワーク化) ○ネットワーク化については、県が推進する地域連携バスの運用を拡大し、市川浦安病院協会の総会や研修会などに出席して、情報交換、当院のPR等を実施し、連携を強化しているところである。
	③					
④	①(運営形態の移行業務) ○専門のコンサルタントの支援を受け、移行に必要な業務等の抽出及び移行スケジュールを作成する。 ○スケジュールに基づき、予算措置、条例改正等必要な手続きを順次進める。 ②(経営の効率化) ○経常収支比率や病床利用率などの数値目標を達成するための経営効率化を行う。 ・病床利用率90% ・医業収益の向上 ・外来患者数の増など ③(医療スタッフの確保) ○医師、看護師等の不足による医療機能の低下をきたすことがないよう、医療スタッフの確保を図る。	①(運営形態の移行業務) ○専門のコンサルタントの支援を受け、移行に必要な業務等の抽出及び移行スケジュール等を作成した。 ○スケジュールに基づき、予算措置、条例改正等必要な手続きを順次進める。 ②(経営の効率化) ○経常収支比率や病床利用率などの数値目標を達成するための経営効率化を行う。 ・病床利用率90% ・医業収益の向上 ・外来患者数の増など ③(医療スタッフの確保) ○医師、看護師等の不足による医療機能の低下をきたすことがないよう、医療スタッフの確保を図る。				

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
23	公共施設等の管理・維持保全(公共の建物)	経営改革室 経営改革課

改革の視点	市民本位の行政	コストや人員の投入量の適正化	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化			中分類	(3)	歳出の適正化
	新しい公共			小分類	②	財産管理の適正化

現状と課題
 市有施設は老朽化が進み、大規模な改修や建替などの時期が到来しつつあり、維持・保全にかかるコストの増大が予想されるところである。既存の施設を適切に維持管理していくために、建物や設備の劣化状況に応じて計画的に対応することが求められている。しかし、本市の財産台帳には施設の修繕履歴や維持管理経費等の詳細情報がなく、将来の計画的な保全ができない状況にある。

3年間の取り組み内容
 市有施設のデータベース化を進め、全庁的な情報の共有化を図り、建物のストック情報を兼ね備えた施設台帳の整備に取り組む。これにより将来の修繕需要と経費のシミュレーションを行い、施設のライフサイクルコスト等の情報の見える化を図るとともに、効率的な管理運営を行う手法としてファシリティマネジメントを導入し、長期保全計画を策定する。

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	① 市有施設の基本項目・詳細項目の収集、整理 ・各課への照会済(基本項目・詳細項目)、全棟回収予定平成26年3月31日 (参考)平成25年11月29日現在、各課からの回答 基本項目228棟、詳細項目回答期限 平成26年1月31日 ・保全情報システム(BIMMS)登録 最終登録棟数 600棟(予定) (参考)平成25年11月29日現在、BIMMSへの登録 基本項目228棟、詳細項目39棟 ② 基本方針策定のためのプロジェクトチームを設置 ・平成26年度の組織編制を踏まえながら、プロジェクトチームのあり方を含め、検討していく。 ③ 基本方針の策定 ・施設構成、利用状況、財政状況等を勘案したうえで、延命化、建替え、統合、廃止などのうち最も効率的な資産運用方策を経営的視点から検討する。 (素案策定平成25年3月、策定平成26年5月予定)	施設データ600棟登録	① H25年度末 BIMMSへの入力状況 BIMMSの入力には専門的な知識が必要なこと、また、図面自体が無い施設等も多かったことから、全約600棟中、基本項目までの入力が255棟、詳細項目までの入力が191棟にとどまった。H26年度は、技術系職員を配置した担当室において、入力の完成を目指す。 ② 基本方針の策定や今後の全庁的なファシリティマネジメントの導入に向けて、関係課と水平連携できる仕組み(PT等)を検討する。 ③ 総務省から策定を要請されている公共施設等総合管理計画と基本方針を含めて公共施設白書を平成26年度に作成する。(一般競争入札により平成26年6月に公共施設白書作成業務委託契約予定)
平成26年度	1. 公共施設白書の作成 (1) 所有施設等の現状 (2) 施設全体の管理に関する基本的な方針 (3) 適正管理に対する考え方 ・点検・診断等の実施方針 ・維持管理、補修、大規模改修、更新等の方針 ・安全確保の取組方針 ・長寿命化の推進方針 ・統廃合の推進方針 ・適正管理体制の構築方針 (4) フォローアップの方針 2. 保全情報システム(BIMMS)の保有データ更新 将来的な公共施設マネジメント計画策定及び、その適正な運用に向けて、引き続きデータ整備を進めるとともに、修繕履歴等の入力を各施設管理担当所管にて行えるよう全庁的なレクチャーを実施。	公共施設白書(国の指針に基づく公共施設管理の考え方を含む)作成 施設データ600棟更新	1. 公共施設白書の作成 業務委託により、公共施設白書が完成。 ○ 市川市公共施設白書作成業務委託 ・受託者: ㈱ファインコラホレット研究所 ・委託期間: H27.1.21~H27.3.16 ・委託金額: 6,762,636円(契約変更) ※ 成果品(印刷物)の追加等に伴い増額変更。 ※ 内容については行政経営会議(3/17)で報告済み。 2. 保全情報システム(BIMMS)の保有データ更新 BIMMSへの基本情報入力作業を進めた。 (建物基本情報登録数 558棟)
平成27年度	1. 公共施設等総合管理計画の策定 平成26年度に作成した「市川市公共施設白書」のデータに加え、人口減少・年齢構成といった社会状況の変化により生じる公共施設等の利用需要を踏まえた「公共施設等総合管理計画」を策定する。 計画ではインフラ・プラント系を含めた全公共施設を対象とし、公共施設とそこで行なう公共サービスの将来的な有り方についての基本的な方針を定める。 また、アウトソーシング基準や既存計画(分野別計画)との整合を図るため、関係部署との調整を密に行ないながら作業を行なう。 公共施設、公共サービスの将来的な有り方については市民とともに考えていくことが重要であるため、策定にあたっては、策定作業の段階に応じてアンケートや説明会、パブリックコメントの実施など様々な手法を取り入れながら、市民参加を積極的に実施する。	公共施設等総合管理計画策定	市川市公共施設等総合管理計画を策定した。 第一章 計画の目的等 第二章 市川市の現況 第三章 将来のあり方に関する方針 (基本方針等・用途別方針・地域別方針) 第四章 管理に関する方針 第五章 計画の推進 (計画の進行管理・推進体制の構築・市民との情報共有・合意形成の推進)

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
23-2	公共施設等の管理・維持保全(道路舗装)	道路交通部 道路安全課

改革の視点	市民本位の行政	コストや人員の投入量の適正化	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化			中分類	(3)	歳出の適正化
	新しい公共			小分類	②	財産管理の適正化

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 本市の認定道路の延長は約728kmであり、補修が要望に追いついていない。 幹線道路は生活道路より舗装構成を高めるため、多額の工事費用がかかる。そのため、生活道路の補修要望が満足できていない。 また、幹線道路を簡易な補修とすると、補修サイクルが短くなり、非効率となる。
-------	---

3年間の取り組み内容	<p>舗装構成が高い道路の補修費のコストを抑えるため、舗装の損傷が大きくなる前に補修を行なえるよう、計画的に管理する必要がある。</p> <p>このため、市の認定道路約728kmのうち、交通量が多く主にバス通りとして利用されている主要幹線1級・2級市道約150kmの効率的な維持管理を図るため、(仮)道路舗装補修計画を策定し、予防保全型の補修工事を目指す。</p>
------------	--

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ①路面性状調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> 業務委託により市道1級・2級の舗装状況(わだち掘れ、ひび割れ)を調査する。 調査方法は、専用の測定車を走行させ、レーザーにより、ひび割れやわだち掘れの状況を測定する。 1車線毎に専用車を走行させ、測定する。(例:2車線道路の場合上下線1往復、片側2車線の道路は2往復) 測定後に解析を行い、各路線20m毎と100m毎にひび割れ率(%), わだち掘れ量(mm)を算出し、路面状態を評価する。 評価結果を図示表示する。表示は、レベル毎に4段階に色分けして行う。 ②資料の整理 <ul style="list-style-type: none"> 過去の資料を基に、舗装構成や工事履歴を整理する。 ③舗装状態の調査 <ul style="list-style-type: none"> 路面性状調査の結果、劣化が進んでいる箇所を選定し、業務委託によりその箇所の断面構成や路盤や路床の調査を行う。 この結果を次年度の修繕計画や舗装補修工事に活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 舗装状況の把握 	<p>「①」について、業務委託により調査を行った。</p> <p>「②」の資料の整理について、他の自治体の策定状況を調査した。また、舗装構成や工事履歴については、台帳により年度毎に整理されていることから、概ね把握しており、現在、路線毎に分りやすくする資料を作成中である。</p> <p>H26年度は業務委託により道路舗装補修計画を策定する予定だが、策定に必要となる舗装劣化予測の資料(データ)について先進市などに調査を進めて行く。</p>
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ①業務委託により、道路舗装補修計画を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 過年度データの整理(6月～9月) <ul style="list-style-type: none"> 過年度の調査データを整理する。 今後の舗装の劣化進度等を想定する。 (2) 補修工法の選定(9月～11月) <ul style="list-style-type: none"> どこまで路面の劣化が進んだら補修を行うのかを定める管理水準を設定する。 想定する劣化の進度・状況に対する補修工法を選定する。 (3) 道路舗装補修計画を策定(11月～2月) <ul style="list-style-type: none"> 劣化進度や状況に対する補修工法の概算金額や補修周期を設定し、効果的な予防保全型補修計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> (仮)道路舗装補修計画の策定 	<p>主要幹線道路の道路舗装補修計画を策定する際の調査、検証の結果、小規模の修繕が必要な箇所もあるが、全体的な評価としては概ね高い値を示していた。</p> <p>これらの成果に基づき、劣化進度の進んだ路線を把握する資料を作成した。</p> <p>過去10年間の事業費および道路舗装の劣化予測式(千葉市作成)から、劣化進度の予測を踏まえた事業計画を策定した。</p> <p>検証では、近年の事業費を維持すると現状の道路舗装の路面性状が維持できない結果となり、また、現状の路面性状を維持するためには3倍程度の舗装補修が必要との結果となった。</p>
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ①前年度に策定した道路舗装補修計画により、管理基準値を下回り、補修が必要な路線が示されている。 <ul style="list-style-type: none"> 示された管理基準値および各路線における過年度の補修頻度、占用企業の掘削予定などを踏まえ、予算規模、通過交通への影響を考慮した施工範囲を設定し、劣化の進んでいる路線を補修する。 また、今後は占用企業の復旧状況にも注視し、市道幹線の補修履歴として舗装補修の動向を把握することに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画の推進 	<p>占用企業による幹線道路の工事について調査を行ったが、工事量はわずかであり、本市の舗装補修計画に殆ど影響がないことを確認した。</p> <p>その結果、平成26年度に策定した道路舗装補修計画どおりの補修が必要となったため、予算の範囲内で計画的な補修を行った。</p> <p>しかし、補修費を十分に手当て出来なかったため、目標達成には至らなかった。</p>

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
23-3	公共施設等の管理・維持保全(橋りょう)	道路交通部 道路建設課

改革の視点	市民本位の行政	コストや人員の投入量の適正化	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化			中分類	(3)	歳出の適正化
	新しい公共			小分類	②	財産管理の適正化

現状と課題	<p>市が管理している橋りょう128橋のうち、20年後に約30%、30年後に約50%が、一般的に橋りょうの耐用年数として財務省令で定められている、築50年が経過することとなる。</p> <p>このことから、今後老朽化が進む橋りょうの維持管理や架け替えに要する費用が、財政的に大きな負担となることが予想される。</p>
-------	--

3年間の取り組み内容	<p>平成24年度に、これまでの事後的な修繕から損傷が大きくなる前に対策を行う予防的な修繕へと政策転換を図り、橋りょうの長寿命化と修繕・架け替えに要する費用の縮減と平準化を図ることを目的とした「市川市橋りょう長寿命化修繕計画」を策定した。平成26年度以降は本計画に基づき、毎年、順次、詳細設計と補修工事を行っていき、着実に計画を進めていく。</p>
------------	--

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	<p>①次年度補修する橋りょう(2橋)の詳細設計の実施 主な設計内容</p> <p>(1)鬼高架道橋(鬼高3丁目754)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○橋長 L=43.7m、有効幅W=9.0m ・伸縮装置の補修(取替え) ・高欄(車両防護柵、投物防止柵)の取替え ・鋼部材(主桁等)の塗装 ・コンクリート部(床版、橋台等)の補修 <p>(2)無名橋(下貝塚3丁目25)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○橋長 L=3.4m、有効幅W=5.6m ・鋼部材(主桁)の塗装 ・コンクリート部(床版、袖壁)の補修 <p>②単価特別調査業務委託の実施 設計金額算出のため、一定以上の量を使用する材料で基準が設定されていない材料や施工単価の調査を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細設計2橋 ・鬼高架道橋の補修工事 	<p>「①」については、鬼高架道橋と派川大柏川に接続する水路に架かる橋(市道4019号)の2橋の詳細設計を行った。鬼高架道橋は、当初、H26年度に補修工事を行う予定でいたが、H25年度2月補正による国庫補助を活用して実施するものとした。 (H26年3月31日時点 入札手続き中)</p>
平成26年度	<p>①橋りょう補修工事(鬼高架道橋)の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鬼高架道橋の補修工事を行う。 ・4月～5月 入札手続き ・6月～1月 工事管理 <p>②橋りょう補修工事詳細設計の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度に実施する橋りょう補修工事の詳細設計を行う ・6月 入札手続き ・7月～1月 補修工事の詳細設計 <p>③橋りょう補修工事(無名橋 市道4019号)の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派川大柏川に接続する水路に架かる橋の補修工事を行う。 ・6月～7月 入札手続き ・7月～1月 工事管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細設計14橋 ・無名橋(市道4019号)の補修工事 	<p>①橋りょう補修工事(鬼高架道橋)の実施 ショーボンド建設㈱にて補修工事を3月で完了済</p> <p>②橋りょう補修工事詳細設計の実施 ㈱高島テクノロジーにて実施設計委託を2月末で完了済</p> <p>③橋りょう補修工事(無名橋 市道4019号)の実施 ㈱ナカムラにて補修工事を8月末で完了済</p>
平成27年度	<p>①-1 橋りょう補修工事(二俣架道橋 外1橋)の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月 ネクスコ東日本と工事委託契約 ・7月～3月 工事管理 <p>①-2 橋りょう補修工事(鬼高歩道橋 外9橋)の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月～7月 入札手続き・契約 ・6月～3月 工事管理 <p>②橋りょう補修工事詳細設計の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に実施する橋りょう補修工事の詳細設計 ・5月 入札手続き ・6月～11月 詳細設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細設計18橋 ・二俣架道橋 外12橋の補修工事 	<p>①-1 橋りょう補修工事(二俣架道橋 外1橋)を㈱ネクスコにてH28,10月まで繰越</p> <p>①-2-1 橋りょう補修工事(四戸前橋)を㈱ホウショウにて3月で完了済</p> <p>①-2-2 橋りょう補修工事(鬼高橋 外7橋)をテックウエンジニアリング㈱にてH28,4月まで繰越</p> <p>①-2-3 中江川橋の補修工事は、H30に実施予定</p> <p>②-1-1 橋りょう補修工事詳細設計(2橋)を㈱高島テクノロジーにて3月末で完了済</p> <p>②-1-2 塩浜橋 外15橋の橋りょう補修工事詳細設計については、H28以降に実施予定</p>

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
23-4	公共施設等の管理・維持保全(蓋かけ水路(柵渠))	水と緑の部 河川・下水道管理課、河川・下水道整備課

改革の視点	市民本位の行政	コストや人員の投入量の適正化	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化			中分類	(3)	歳出の適正化
	新しい公共			小分類	②	財産管理の適正化

現状と課題
 雨水排水施設として市内には延長168kmのコンクリート柵渠が敷設されており、いずれも老朽化が進んでいる。柵渠上部は歩道としても利用されており、歩行者の安全確保のためにも、危険箇所を把握し、修繕する必要がある。また、現時点では柵渠の形状、構造、状態等のデータベースがないため、それらをまとめた台帳整備も必要である。修繕に際しては、今後下水道事業で再整備されるまでの間、効率的かつ効果的に修繕、維持管理していくための計画の策定が必要である。

3年間の取り組み内容

- ・危険箇所把握のため柵渠(全168km)の総点検を行い、併せて台帳整備を行う。
- ・雨水排水機能の保全、歩行者の安全性に加え、治水上の安全性、支出の平準化等の観点を取り入れ、優先改修箇所、改修方法の手法を検討した改修方針を策定する。
- ・改修方針を受け、具体的な改修計画(年次計画)を決定する。
- ・改修計画に準じ、改修を進める。

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	① ①総点検(対象:行徳地区55km) ・上部を歩道として利用されている柵渠について、支持部分である柵渠内部等を含め、点検し、危険箇所を把握・抽出する ・柵渠の形状等を把握するデータベースとしての台帳を整備する ・上記内容等を基に、修繕方針を検討し、策定する。 ※平成25年度のアクションプランについては、検討されている国や県からの補助金交付等の動向を見据えながら、着手、推進していくものとする 調査内容については下記のとおり実施している 排水路等点検調査業務委託(市川市南部) 市川市南部(市川市行徳駅前1丁目25番地先 外 行徳管内全域) 委託期間 平成25年12月12日～平成26年11月28日まで	・行徳地区(55km)着手	①については、9月補正予算により業務委託の執行が可能となったため、11月着手となり、繰繰明許費により現在着手中。 蓋部分については、H25年度中に目視調査を完了し、現在水路の内部について調査を実施中。
	① ② ①総点検(対象:行徳地区55km) ②総点検(対象:市内中部・北部地区113.4km) ・上部を歩道として利用されている柵渠について、支持部分である柵渠内部等を含め、点検し、危険箇所を把握・抽出する ・柵渠の形状等を把握するデータベースとしての台帳を整備する ・上記内容等を基に、修繕方針を検討し、策定する ※②については、当初予算削減により委託内容検討中	・全168kmの点検完了 ・台帳の完成 ・修繕計画の決定	①総点検(対象:行徳地区58km) ②総点検(対象:市内中部・北部地区119km) ・上部を歩道として利用されている柵渠について、支持部分である柵渠内部等を含め、全て点検を実施し、危険箇所の把握・抽出を完了 ・柵渠の形状等を把握する台帳をデータベース化して整備を完了した。
平成27年度	① ② ①改修方針に関する関係機関との調整 ②改修計画に基づき設計委託の執行	・改修計画に基づく改修の推進	・関係各課と対応方針を協議し、改修を計画を策定した。 ・国土交通省との協議の結果、改修工事に対し国庫補助金(社会資本整備総合交付金)の活用が可能となった。 ・河川・下水道整備課で次年度以降の工事に向け、実施設計委託を行った。 ・河川・下水道管理課では23箇所の蓋架柵渠の補修を行い水路の安全性を高めた。

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
24	昇格制度の再構築	総務部 人事課

改革の視点	市民本位の行政	人的資源活用の適正化	体系分類	大分類	3	最適な執行体制の確立
	行政資源配分の最適化			中分類	(1)	人事・給与制度の適正化
	新しい公共			小分類	①	人事制度

現状と課題	<p>職員の昇格については、1級上位の級に昇格するために必要な年数（「級別資格基準」）を級ごとに定め、その年数に達した職員のうち一定の要件を満たした者を昇格させているが、本運用は年功序列的な意味合いが強いため、より成績主義の運用を進める必要がある。</p>
-------	--

3年間の取り組み内容	<p>「級別資格基準」の運用を見直し、勤務評定制度のより一層適正な実施を通じて、真に上位の職に相応しい意欲と能力のある職員の昇格を行う。</p>
------------	--

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	<p>① 目標管理の視点を取り入れた、新たな勤務評定制度を構築する</p> <p>② 新たな勤務評定制度を試行導入する</p> <p>③ 級別資格基準の運用基準案を策定する</p> <p>上記取り組みについて、当局と職員組合の双方で構成される「人事給与制度検討会」を平成25年4月から10月までの間に、合計7回実施し、検討を進めてきた。また、その検討結果について、11月29日に市長、副市長へ報告を行った。</p> <p>今後は、細部の調整を行い、できるだけ早い時期に職員組合へ提示していく予定である。</p>	<p>・能力・実績に応じた勤務評定制度の試行導入</p> <p>・級別資格基準の運用基準案の策定</p>	<p>上記①から③までを始めとする、給与水準の適正化と魅力ある人事制度の再構築を目的とした人事給与制度改革について、平成25年12月20日に職員組合へ提示し、26年3月までに8回の交渉を重ねてきた。</p> <p>今後は、この改革について職員組合とできる限り早期に妥結し、平成26年度中に新たな人事給与制度の施行を目指す。</p>
平成26年度	<p>① 能力・実績に応じた新たな勤務評定制度の本格導入する。</p> <p>② 新たな勤務評定制度に基づく処遇（昇給、昇格等）への反映を開始する。</p> <p>③ 級別資格基準の運用基準策定を始めとして、昇格制度全般を見直し、再構築する。</p>	<p>・能力・実績に応じた勤務評定制度の本格導入</p> <p>・級別資格基準の運用基準の確定</p>	<p>勤務評定制度については平成26年度より評定期間と会計年度を一致させることとし、評定項目の見直しを以下のとおり行い、26年度の勤務評定より運用を開始した。</p> <p>① 所属の目標達成の実績及び目標達成への貢献度を成績考課の評定基準に加えた。</p> <p>② 情意考課の評定項目を4項目から2項目に縮小した。</p> <p>③ 能力考課の項目数を増やし、職位に応じて求められる能力について評価することとした。</p> <p>人事給与制度改革において国の人事給与制度に合わせることを基本とした制度に規則改正を行った。</p> <p>また、別表第1の5級までの昇格について、昇格前研修及び効果測定を導入することとした。</p> <p>特に5級への昇格については、昇格基準年数である2年で昇格する職員は効果測定及び勤務成績が極めて良好な職員に限定することで、業務に対する意欲と能力が高い職員についてはこれまでよりも短い勤務年数で管理職に昇格できるような制度に変更していく。</p> <p>なお、新しい昇格基準年数の運用については、在職している職員と新規に採用される職員との間に大きな差が生じないように、経過措置を設けることとした。</p>
平成27年度	<p>① 新たな昇格基準について、経過措置も含めた運用を開始する。昇格前研修と効果測定を開始する。</p>	<p>・級別資格基準の運用基準の適用の開始</p>	<p>新たな昇格基準について、経過措置も含めた運用を開始した。また、昇格前研修と効果測定も開始した。</p>

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
25	分限制度の適正な運用	総務部 人事課

改革の視点	市民本位の行政	人的資源活用の適正化	体系分類	大分類	3	最適な執行体制の確立
	行政資源配分の最適化			中分類	(1)	人事・給与制度の適正化
	新しい公共			小分類	①	人事制度

現状と課題	分限処分については、市川市職員の分限に関する条例に基づき、市川市職員分限懲戒審査会の審査を経て処分を決定しているが、十分な運用がなされていないため、運用基準を策定し、適正な運用を図る必要がある。
-------	---

3年間の取り組み内容	分限制度を円滑に運用することで、適正な処遇を実施し、公務能率の維持向上を図る。
------------	---

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	①国や先進自治体を参考にしながら、本市に適した分限処分実施要綱を策定する	・分限処分要綱の策定	分限処分実施要綱について法務部門と最終的な調整段階に入っているが、分限制度のより適正な運用を図るため、分限処分4形態(免職、休職、降任、降給)のうち条例に規定のない「降給」について追加する条例改正を行う。 条例と要綱を併せて、26年度できるだけ早い時期の施行を目指す。
平成26年度	①分限処分実施要綱について法務部門と最終的な調整段階に入っているが、分限制度のより適正な運用を図るため、分限処分4形態(免職、休職、降任、降給)のうち条例に規定のない「降給」について追加する条例改正を行う。 条例と要綱を併せて、26年度できるだけ早い時期の施行を目指す。	・分限処分要綱の運用開始	「降給」に関する条文を追加した条例改正案を作成し、課内において最終的な調整を行っているところである。 分限処分実施要綱についても要綱案を作成し、課内において最終的な調整を行っている。 また、勤務実績不良者に対する是正指導の内容と、改善されない場合の分限処分の量刑については、国の通知等を参考に、本市の実情に合う形で検討を進めている。
平成27年度	①市川市職員の分限に関する条例に「降給」に関する条文を追加するの一部改正を行う ②市川市職員分限処分実施要綱を制定する ③勤務実績不良者への是正指導体制を構築する	・分限に関する条例の一部改正 ・分限処分要綱の制定	市川市職員の分限に関する条例の改正案及び市川市職員分限処分実施要綱案を作成した。 職員組合に対して条例の改正等に関する提示を行った。 平成27年度に目標を達成することはできなかったため、平成28年度内での目標達成を目指す。

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
26	給与水準の適正化	総務部 職員課

改革の視点	市民本位の行政	コストや人員の投入量の適正化	体系分類	大分類	3	最適な執行体制の確立
	行政資源配分の最適化			中分類	(1)	人事・給与制度の適正化
	新しい公共			小分類	②	給与制度

現状と課題	<p>平成24年4月1日現在の本市のラスパイレース指数は、臨時特例法に基づく国の給与削減措置後で112.4、参考値として公表された給与削減前の数値で103.9で全国第6位、県内第3位の水準にあり、国家公務員の水準に比べて3.9ポイント上回っていた。そのため、平成25年1月1日における全職員（医師、歯科医師を除く。）の昇給を2号給抑制し、併せて平成25年4月1日から2年間、全管理職員（医師、歯科医師を除く。）の給料月額を2%削減する給与適正化策を実施した。その結果、平成25年4月1日現在の本市のラスパイレース指数は、臨時特例法に基づく国の給与削減措置後で、111.5、給与削減前の数値で103.0となり0.9ポイント低下した。しかし、全国第8位、県内第4位の水準にあり、国家公務員の水準を3.0ポイント上回っている。また、国が平成21年12月に廃止した自宅に係る住居手当を本市においては支給している。（月額7,000円）</p>
-------	--

3年間の取り組み内容	<p>指数上昇の主要要因に対して実効性かつ持続性の高い適正化策の実施に向け、職員組合との協議を行い、給与制度の総合的な見直しを図ることにより、ラスパイレース指数100.0（臨時特例法に基づく国の給与削減措置前）となる制度設計を行う。なお、本市の地域手当が隣接する浦安市及び船橋市の地域手当に比べ2ポイント、江戸川区と比べ8ポイント低い等、近隣自治体と比較して低い状況にあることを総合的に勘案し、当面の措置として、平成27年度までにラスパイレース指数102.0を目指す。併せて、自宅に係る住居手当を廃止する。</p>
------------	---

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	<p>①給与水準の適正化作業を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の給料表の問題点の把握 国公表の研究及び分析 他団体の給料表の研究及び分析 新給料表の作成 ラスパイレース指数及び影響額の試算 給与水準適正化策の職員組合との協議 <p>⇒上記取り組みについて、当局と職員組合の双方で構成される「人事給与制度検討会」を平成25年4月から10月までの間に、合計7回実施し、検討を進めてきた。また、その検討結果について、11月29日に市長、副市長へ報告を行った。</p> <p>今後は、細部の調整を行い、できるだけ早い時期に職員組合へ提示していく予定である。</p>	<p>・国等に準拠した給与水準の実現</p>	<p>平成25年12月20日に国公表を基本とした新給料表及び国家公務員の昇格基準を基本とした新昇格制度を職員組合に提示し、以後8回組合交渉を行ってきた。</p> <p>平成26年度においては、給料表切替えのための給与条例改正議案の6月議会上程、議決後、速やかな公布・施行を目的に労使交渉を進め、早期労使妥結を目指す。</p>
平成26年度	<p>①給与水準の適正化作業を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> 国公表を基本とした新給料表への切り替えを軸とした給与水準適正化策についての職員組合との交渉 <p>②給与条例の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 新給料表切替に係る給与条例の改正 <p>③改正給与条例の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> 新給料表に基づく給料の支給 <p>④自宅に係る住居手当の廃止に向けての職員組合との交渉</p> <p>⑤給与条例の改正・施行</p> <ul style="list-style-type: none"> 自宅に係る住居手当の廃止に係る給与条例の改正・施行 	<p>・国等に準拠した給与水準の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員俸給表を基本とした新給料表への切替え及び自宅に係る住居手当の廃止（3年間の経過措置あり）を内容とした給与条例改正案を平成26年9月議会上程し、9月12日議決、同月26日公布、10月1日施行された。同時に、一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則を改正し、国家公務員の昇格基準を基本とした新昇格基準を導入した。 平成26年10月より、新給料表に基づいた例月給与の支給が開始されたところである。
平成27年度	<p>①平成26年人事院勧告における「給与制度の総合的な見直し」のうち、「給料表水準の平均2%引下げ」等を実施するため職員組合と協議</p> <p>②給与条例の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 給料表水準の引下げに係る給与条例の改正 <p>③改正給与条例の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> 新給料表に基づく給料の支給 	<p>・国等に準拠した給与水準の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「給与制度の総合的な見直し」の実施について、職員組合と平成26年10月17日から平成27年11月9日までの間、計11回に及ぶ交渉を重ね、給料表の水準を平均2%（最大4.65%）引き下げることについて合意に至った。なお、経過措置として、国と同様に平成30年3月31日まで現給保障を実施している。 平成27年12月議会上程し、12月4日議決、同月24日公布、平成28年1月1日に施行された。 平成28年1月より、新給料表に基づいた例月給与の支給が開始されたところである。

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
27	人材育成の推進	総務部 人事課 人材育成担当室

改革の視点	市民本位の行政	複雑・多岐にわたる市民ニーズを、適正かつ効率的に満足させることができる職員の育成	体系分類	大分類	3	最適な執行体制の確立
	行政資源配分の最適化	学習の基本である自学の姿勢を重点的に支援することで、職員研修にかかる費用を低減させつつ、職員の能力開発効果を高める		中分類	(1)	人事・給与制度の適正化
	新しい公共			小分類	③	人材育成

現状と課題	<p>①職員数が減少し、能率的・効果的な行政運営が求められる中で、実務能力の高い職員の育成が求められている。</p> <p>②現市川市人材育成基本方針では、基本方針を具現化する取り組みの視点として「自ら伸びる」「職場・組織で伸ばす」「制度で伸ばす」という3つの視点から職員の育成を行うこととしている。</p>
-------	--

3年間の取り組み内容	<p>さらなる能率的行政運営を図るため、学習の際の基本である「自ら伸びる」を組織としてさらに支援し、職員の能力の向上を図る。</p> <p>具体的方策として、A)自己啓発休業制度及び修学部分休業制度の活用の促進と支援、B)自ら学ぶ意欲旺盛な職員に対する派遣研修受講を促進し、専門知識を高め視野を広げる。</p>
------------	---

取り組み内容	目標	結果
--------	----	----

平成25年度	A ①	A-① 休業制度該当事例と人事管理制度への反映について庁内調整(職員課・人事課・人材育成担当室)	A)自己啓発の実現に向けた意識付けをする B)高い専門的知識を求める意識を職場に根付かせる	A-① 自己啓発休業の申請は、現在までない。なお、人事管理制度への反映は、職務への活用が見込まれるものについて、人事異動等で対応を図る旨、人事課と調整した。 A-② 職員の自己啓発意欲の促進を目的として、自己啓発事例を1件、庁内全体に発信した。今後も事例があり次第、紹介を積極的に実施する。 B-① H25年度新課長13名のうち9名を市町村アカデミーに派遣した。26年度は、さらに新主幹にも対象を広げ、積極的に派遣を推進していく。 B-② 昨年度市町村アカデミー派遣者数は、22名であったのに対し、今年度は29名となり、7名の増となった。今後も積極的に所管課に派遣依頼していく。
	B ①	A-② 職員の自己啓発意欲の促進を目的として、職員の自己啓発事例を庁内全体に発信。 B-① H25年度新課長を外部研修機関に派遣調整 B-② 派遣研修の有用性を所属長から部下に浸透 全庁的な派遣の促進		

平成26年度	A ②	A-② 「自己啓発休業制度」及び「修学部分休業制度」の周知を図るとともに、自己啓発事例を発信する。 B-① H26年度新課長・新主幹を外部研修機関に派遣 B-② 派遣研修の有用性を所属長から部下に浸透。全庁的な派遣の促進 B-③ 外部研修機関への派遣について啓発情報の配信	A)自己啓発の意欲を持たせるための環境づくりをする B)派遣研修経験者増で、職員全体の派遣研修への認知度を高める	A-② 「自己啓発休業制度」及び「修学部分休業制度」の周知を図るとともに、自己啓発事例を発信する。 ⇒職員の自己啓発意欲を促進を目的として全庁に向け自己啓発事例を随時発信する。H26年度はこれまで5月2日と9月16日にe-ラーニング等についての案内を全庁にメール配信している。 B-① H26年度新課長・新主幹を外部研修機関に派遣 ⇒H26年度は新課長(対象者)17名のうち、11名の派遣を実施。新主幹(対象者)44名のうち、18名の派遣を実施。年度内計29名の派遣を実施。 B-② 派遣研修の有用性を所属長から部下に浸透。全庁的な派遣の促進 ⇒人材育成担当室から職員に向け派遣研修の受講を積極的に勧誘した結果、H25年度派遣者数が31名であったのに対し、H26年度は47名の派遣を実施。 B-③ 外部研修機関への派遣について啓発情報の配信 ⇒H27年度の外部研修機関への派遣に関する啓発情報をH26年度末に全庁に向け配信しており、H27年度内においても随時配信する予定。
	B ①	A-② 「自己啓発休業制度」及び「修学部分休業制度」の周知を図るとともに、自己啓発事例を発信する。 B-① H26年度新課長・新主幹を外部研修機関に派遣 B-② 派遣研修の有用性を所属長から部下に浸透 全庁的な派遣の促進 B-③ 外部研修機関への派遣について啓発情報の配信		

平成27年度	A ②	A-② 「自己啓発休業制度」及び「修学部分休業制度」の周知を図るとともに、自己啓発事例を発信する。 B-① H26年度新課長・新主幹を外部研修機関に派遣 B-② 派遣研修の有用性を所属長から部下に浸透 全庁的な派遣の促進 B-③ 外部研修機関への派遣について啓発情報の配信	A)休業制度活用者を紹介し、自己啓発の必要性について実感をもたせる B)外部研修の活用事例を全庁に周知し、その有用性を知らしむ	A-② 職員の自己啓発意欲を促進を目的として全庁に向け自己啓発情報の発信を行なった。H27年度は5月11日と11月30日にe-ラーニング等についての案内を全庁にメール配信し、9月末時点での見込数である30名を上回る。 B-① H27年末時点での市町村アカデミー派遣者数は、新課長(対象者)21名のうち6名、新主幹(対象者)40名のうち6名。 B-② 人材育成担当室から職員に向け派遣研修の受講を積極的に勧誘した結果、H27年度末時点での市町村アカデミー派遣者数は32名となった。 B-③ H27年度の外部研修機関への派遣に関する啓発情報をH26年度末に全庁に向け配信したほか、H27年3月23日にも配信した。
	B ①	A-② 「自己啓発休業制度」及び「修学部分休業制度」の周知を図るとともに、自己啓発事例を発信する。 B-① H26年度新課長・新主幹を外部研修機関に派遣 B-② 派遣研修の有用性を所属長から部下に浸透 全庁的な派遣の促進 B-③ 外部研修機関への派遣について啓発情報の配信		

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
28	効率的な組織体制の構築	企画部 行財政改革推進課

改革の視点	市民本位の行政	本市を取り巻く社会環境の変化に的確に対応していくことができる効率的な組織体制の構築	体系分類	大分類	3	最適な執行体制の確立
	行政資源配分の最適化	施策の方向性を踏まえた、適正規模の組織体制の構築		中分類	(2)	組織・定員の適正化
	新しい公共	新しい公共の担い手作りを支援する体制の構築		小分類	①	組織編制

現状と課題

本市ではこれまで、重点施策等の実行に際し、組織体制を整備した上で取り組んできたこと、また、スタッフ制を採用していることから、他市と比べて組織数が多いという特徴があるが、一部署では対応が困難な複合的な要素がある行政課題や人件費の抑制に向けた組織数の削減など効率的な組織体制の構築が求められている。

また、各部を自立的な経営体と見なして推進してきた「庁内分権」についても、運営形態が多様化し、当初予定した内容とは必ずしも合致しない傾向が見受けられることから、その運用のあり方について、見直しをする必要がある。

3年間の取り組み内容

スタッフ制(フラット制)及び庁内分権について、それぞれ運用の実態を把握・検証して適宜見直しを図り、より効率的な組織体制と運営形態を構築する。新たに構築された組織体制や組織の運営形態については、年度ごとに適宜検証して修正を加え、より効率的な組織体制の構築を目指す。

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	①	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な組織の編制 	仮庁舎への移転、市民サービスの低下を招かない仕組みづくりを行う中で平成26年度については、管理部門を中心に部組織の縮減を行うこととし、管財部を財政部に、情報政策部を企画部にそれぞれ統合することとした。また、課組織の再構築を行うこととし、グループリーダーの役割の明確化を総務部と連携して行った。
	②		
	③		
	④		
平成26年度	①	<ul style="list-style-type: none"> ・組織編制上の課題の解決 	◎27年度組織編制 ①27年度組織編制方針の決定 ・部課組織の効率化に関する方針の検討 ・27年度組織編制方針の決定 ⇒効率的な組織体制を構築するために、本市の組織体制の検証を行い、小規模な部課の統合等を中心とする編制方針を取りまとめた。 ②組織編制方針に基づく27年度組織編制作業 ・27年度組織編制方針を実現するため各課との調整 ⇒編制方針を踏まえ、部長ヒアリングを10月以降随時実施、組織編制作業を行い、各部の懸案と課題の把握に努めた。 ③組織編制に関する意思決定 ・庁議等の意思決定 ⇒組織編制案の確定後、市長副市長報告を行い、庁議を通して組織編制を確定した。【庁議1月13日】 ④行政組織条例等の改正と周知 ・行政組織条例等の改正と市民や庁内への周知 ⇒条例案を2月議会に提出、可決された。また、本組織編制ないようについては、4月4日号の広報で市民への告知を行う。
	②		
	③		
	④		
平成27年度	①	<ul style="list-style-type: none"> ・組織編制上の課題の解決 	◎28年度組織編制 ①28年度組織編制方針の決定 ・部課組織の効率化に関する方針の検討 ・28年度組織編制方針の決定 ⇒効率的な組織体制を構築するために、本市の組織体制の検証を行い、担当室等の統合等を中心とする編制方針を取りまとめた。 ②組織編制方針に基づく28年度組織編制作業 ・編制方針を踏まえ、部長ヒアリングを10月以降随時実施、組織編制作業を行い、各部の懸案と課題の把握に努めた。 ③組織編制に関する意思決定 ・組織編制案の確定後、市長副市長に報告。市長決裁を行い、組織編制を確定した。 ④行政組織規則等の改正と周知 ・3月に行政組織規則等を改正し、市民(4月2日号の広報)や庁内への周知を行った。
	②		
	③		
	④		

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
29	定員適正化の推進	企画部 行財政改革推進課

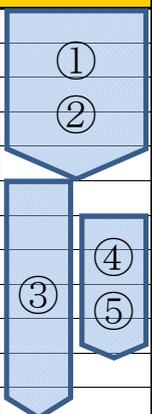
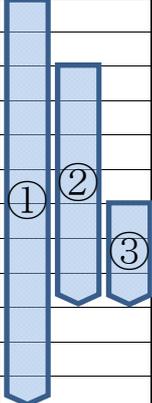
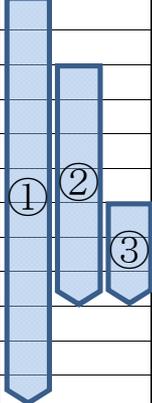
改革の視点	市民本位の行政	ニーズに的確に応える市民サービスの提供の実現	体系分類	大分類	3	最適な執行体制の確立
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(2)	組織・定員の適正化
	新しい公共			小分類	②	定員

現状と課題

平成10年からの定員適正化の取り組みにより、正規職員については平成10年度の4,073人に対し平成25年度には3,262人となり、811人の減を達成したが、その一方で多様な雇用形態の活用を進めた結果、非常勤職員などの定数外職員が大幅に増えている。また本市は、職員の年齢構成が歪になっていることや、年金支給開始年齢の引き上げに伴う高齢期雇用問題、更には地方分権改革による業務増への対応といった課題を抱えており、その中で引き続き人件費の抑制にも取り組まなければならない困難な状況に置かれている。それらの課題に対応するため、第3次定員適正化計画(計画期間:平成23・24年度)に続く新たな定員管理の方針を策定する必要がある。

3年間の取り組み内容

- ・高齢期雇用問題や地方分権改革、本市の人事給与制度改革等の動向を踏まえ、平成25年度中に次期定員適正化計画を策定し、計画に沿った定員管理を進める。
- ・事務事業分析や業務手順分析・改善の結果を活用した各課正規・定数外職員の適正配置検証等を進めることにより、地方分権改革の更なる進展や今後の新たな行政需要にも対応し得る適正な職員数及び定員管理の確立を目指す。

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	 <p>①これまでの定員適正化への取り組みの実績・成果を総括する ②高齢期雇用問題や地方分権改革、本市の人事給与制度改革等の動向を踏まえて課題を整理し、今後の定員管理の方向性を検討する ③ ①及び②の結果を踏まえ、次期定員適正化計画を策定する ④各課正規職員・定数外職員の適正配置 ・③の作業と並行して、事務事業分析、業務手順分析・改善の結果や組織・定員ヒアリング等の内容を踏まえ、翌年度の定員調整において各課の正規職員・定数外職員の適正配置を行う ⑤高齢期雇用問題への対応の推進 ・新規再任用職員の各管内での活用を進めるとともに、再任用職員で対応可能と判断された業務や、事務事業分析等により直営で行うことが妥当と判断された委託業務等について、再任用職員の配置を進めるなど、再任用職員の活用を図る</p>	<p>・次期定員適正化計画の策定 ・常勤職員数(正規職員・常勤再任用職員の合計)を前年度比で増やさない</p>	<p>①②の結果を踏まえた上で、これまでの定員適正化計画の取り組みにより総体としての職員数はほぼ適正なものとなったと判断し、新たな定員管理の方針として、「市川市定員管理方針」を策定(③)した。 今後も継続して、方針にも定められた常勤職員を増やさないと目標としていきながら、行財政改革大綱の進捗にあわせて定員の適正化を進めていく。その際には、正規職員だけでなく定数外職員の適正配置も考慮していく。 ⑤については、将来的な定年延長の動向も見据えた上で、再任用職員も正規職員と同様に職位に応じて業務に従事するものとして配置し、活用していくことと決定された。</p>
平成26年度	 <p>①「市川市定員管理方針」に従い、以下の点に留意しながら、定員の適正化に取り組む。 ・国の定年延長や地方分権改革、本市の人事給与制度改革等の動向を注視する。 ・翌年度の定員調整においては、「業務手順の改善」「アウトソースの活用」「効率的な組織体制の構築」など、他のアクションプランと連携をしながら行う。 ・委託や民営化など、大綱の進捗状況にあわせて将来的な定員の適正数について検討していく。 ②関係部署と連携をしながら、定数外職員の適正配置について検討していく。 ③定員適正化についての取り組み状況説明資料を作成し、公表する。</p>	<p>・常勤職員数(正規職員・常勤再任用職員の合計)を前年度比で増やさない</p>	<p>①「市川市定員管理方針」に従い、平成28年度新規採用計画を策定。 ②正規職員の配置状況を踏まえ、人事課、財政課、所管課と連携し、非常勤職員の配置について調整を行った。 ③平成26年10月に、Webページの「定員の適正化」を更新。</p>
平成27年度	 <p>①「市川市定員管理方針」に従い、以下の点に留意しながら、定員の適正化に取り組む。 ・国の定年延長や地方分権改革、本市の人事給与制度改革等の動向を注視する。 ・翌年度の定員調整においては、「業務手順の改善」「アウトソースの活用」「効率的な組織体制の構築」など、他のアクションプランと連携をしながら行う。 ・委託や民営化など、大綱の進捗状況にあわせて将来的な定員の適正数について検討していく。 ②関係部署と連携をしながら、定数外職員の適正配置について検討していく。 ③定員適正化についての取り組み状況説明資料を作成し、公表する。</p>	<p>・常勤職員数(正規職員・常勤再任用職員の合計)を前年度比で増やさない</p>	<p>①「市川市定員管理方針」に従い、平成28年度新規採用計画を策定。 ②正規職員の配置状況を踏まえ、人事課、財政課、所管課と連携し、非常勤職員の配置について調整を行った。 ③平成28年1月に、Webページの「定員の適正化」を更新。</p> <p>常勤職員数の推移 ・平成24年4月1日:3,291人 ・平成28年4月1日:3,232人(59人の減)</p>

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
30	協働推進体制の構築	企画部 行財政改革推進課、市民部 ボランティア・NPO課

改革の視点	市民本位の行政	市民ニーズの早期かつ的確な把握と素早い対応が実現される公共サービス提供体制の構築	体系分類	大分類	3	最適な執行体制の確立
	行政資源配分の最適化			中分類	(3)	協働の推進
	新しい公共			小分類	①	推進体制の構築

現状と課題
 行政の組織体制では容易に拾い上げるのでできない公共的ニーズにきめ細かに対応するには、「協働」の枠組みを活用したNPO法人等の市民活動団体との連携が最適な方法の一つである。しかしながら、現在、各所管と市民活動団体等が「協働」の枠組みによって行っている事業はあるものの、これまでの様々な取り組みについて全体としての状況把握ができていない。また、市川市としての「協働」の概念が確立しておらず、今後の具体的な協働推進の方向性についても定まっていない。

3年間の取り組み内容
 「市民との協働による行政サービスについて」は、市政戦略会議より答申をいただいた。本答申や、他の自治体における成功事例や課題を参考にしながら、市川市らしい協働推進のあり方を研究し、平成25年度中にあり方をまとめることを目標とする。また、平成26年度以降は、前年度までの結果をもとに各部署の実態に即した形での協働を提案し、協働事業の定着・発展へ繋げていく。

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 市川市及び他自治体の事例の情報収集、研究 ・市川市でのこれまでの取り組みや他自治体の協働事例を収集・研究する。 ② 庁内関係各課との協議 ・「市民との協働による行政サービスについて」の市政戦略会議の答申に基づき、市川市における協働の推進について関係課と協議する。また、現行の事業の評価・検証や、各課への今後の協働事業に関する照会を行う。 ③ 市民活動団体等との意見交換 ・収集した事例や庁内関係各課との協議の内容を基に、市民活動団体等と意見交換を行い、庁内関係各課との協議へフィードバックする。 ④ 市川市における協働のあり方のまとめ ・①～③を踏まえた上で、市川市としての協働の概念、また、次年度以降の協働の推進案について検討し、市川市における協働のあり方をまとめる。 ⑤ 各所管への働きかけ ・上記内容をもとに、各所管へ協働事業への理解や実施を促していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市川市における協働のあり方をまとめる 	<ul style="list-style-type: none"> ①の他自治体調査で先進事例の状況を調べた後に、②の庁内各課への調査を行い、本市でも様々な形で協働事業が行われていることが把握できた。一方で、各事業間の連携などは進んでいないことも分かったため、今後は連携をいかに図っていくかを検討する必要がある。 ③の団体等については、市民団体やNPOへのアンケートを行い、各団体の意見を集約でき、自治会との関係も良好であることがうかがえた。来年度以降は、市民団体だけでなく自治会などからも意見も収集していく。 ④については、施政方針でも述べられている協働による「美しい景観のまちの実現」を軸に、他事業との連携を図りながら取り組んでいくこととなる。 ⑤の所管課への働きかけについては、上記の状況を踏まえた上で次年度以降も継続して行っていく。
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 庁内で行われている協働に関する事業などの動向を確認しながら、庁内連携のあり方を整理していく。 ② 市民団体、自治会等の意見を収集し、取りまとめる。 ③ 上記①、②を元に、今後の展開を検討し、庁内への周知・浸透を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市川市における協働事業の定着・発展を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ① 庁内における現在の「協働」の概念を整理するとともに、これから協働を市で取り組むにあたっての課題の整理を行った。 ② 市政戦略会議の建議において、本市には協働に関する条例やガイドライン等が設定されていないことから、行政と市民等の役割分担が難しくなっているとの意見をいただいている。 ③ 協働の推進体制を強化するために、26年10月市政戦略会議に対して、「行政サービスの運営方法について」を諮問したところである。
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 市政戦略会議での審議 ・協働に関するデータの提供 ・協働に関する答申の受領 ② 答申を踏まえた対応方針の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市川市における協働事業の定着・発展を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ①②市政戦略会議で審議予定であったが、審議の方向性に変更があり、行政の守備範囲の見直しの観点から議論を行っていく中で、協働の考え方も含めて取り上げていく予定となった。